

第一章
原始·古代

第一節 原始時代

(一) 日本列島の成立と旧石器時代

1 日本列島の成立

地球が誕生したのは今から約四五〜四六億年前といわれている。しかしわれわれの住む日本列島はむしろこの地球の誕生と同時に成立したのではない。

日本列島にある岩石で最古のものは飛驒片麻岩と呼ばれ、約一二億年ほど前のころのものといわれている。

この飛驒片麻岩が成立したころのアジア大陸は現在よりかなり東に張り出し、ちょうどアリューシャン列島から千島列島、東シナ海、フィリピン諸島、インドネシア諸島あたりを結ぶ線が、大陸の範囲の中に含まれ、日本列島は大陸の東海岸の一部として存在していた。

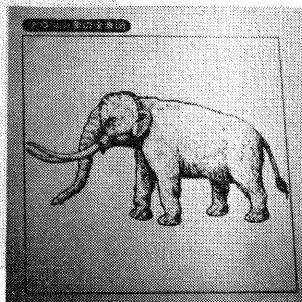
日本列島が大陸から分離して今日のような島弧をつくりはじめるきざしは、約二二〇〇万年前（新第三紀中新世）ごろに、現在の日本海にあたる部分で地殻の変動がおこり、大規模な割れ目が生じて周囲の陸地が次第に陥没し、ここに海水が流れ込んで現在の日本海の原形が形成されたころ、と考えられている。

その後、本州中央部を横断する巨大な溝（フォッサナ、マグマという）が形成され、それにともなってグリーンタフ変動と呼ばれる地殻変動がおこり、日本列島は地下深部に生じた割れ目とマグマ活動のために、限られた山地をのぞいてほとんど海底に沈下してしまいが、第三紀の末から第四紀の初め（約二〇〇万年前）に再び海面から陸地として姿

を現わして来る。

この新第三紀は、日本列島の地史としては非常に重要な時代ともいえる。たとえば、現在日本に埋蔵される銅・鉛・亜鉛の鉱床や金鉱脈はこの時期に形成され、宇都宮市などで生産されている大谷石（緑色凝灰岩・グリーンタフ）も第三期の初期の火山噴出物が堆積して形成されたものである。

第四紀ごろになるとアジア大陸の海岸線は次第に西に後退し、九州から沖繩諸島、台湾、インドシナ半島を結ぶ線で海岸線が形成され、現在中国大陸の大陸棚となつている南シナ海・東シナ海はまだ陸地として残つており、日本列島もまだ大陸と地続きとなつていた。



ナウマン象頭部化石模造（下総町猿山出土）千葉県立大利根博物館蔵

現在、日本の各地で発見されている動物化石は、そのほとんどがこの時期に各地から移動して来たものである。

すでに第三紀にはエレファント象などが日本列島に渡来しているが、第四紀に入るとその種類、量も急激に増加する。スギヤマ象・アケボノ象・ナウマン象・アカシ象・沖繩象と呼ばれる南方系や、マチカネワニ・中国サイ・東洋象・水牛などの華南系はおそらく当時の大陸の海岸線を主要なルートとして移動して来たものであろう。

一方、シガ象・オオツノジカ・サイ・トラ・オオカミ・ムカシニホンジカ・ウマ・ヤギ・ユウなどの華北系は、華北

から黄海、朝鮮半島を経由し、マンモス・ヘラジカなどのシベリア系は樺太方面から移動して来たものであろう。

千葉県では下総町猿山、印西町木下などがナウマン象化石の出土地として知られている。

ただ、マンモス象の化石だけは北海道に限ってのみみられ、本州ではみられない。これはマンモス象が渡来するようになった時期には、日本列島は地殻の変動や海進現象のためにすでに北海道と本州との間に津軽海峡ができてしまっていたために、本州に渡ることができなくなってしまっていたからであろう。

このマンモス象が渡来する前後ごろから、世界的に気候が温暖化の傾向を示してくる。特に洪積世最後の氷河期（ウルム氷期）が終末に近づいたころ（約二万年前）から陸地に堆積していた氷雪が融解して海に流入し、海面が急激に上昇する。

このため、従来の陸地のうちの低地部が海面下に没し、大陸と地続きになっていた日本列島もこれによって大陸から完全に切りはなされ、現在の日本列島がほぼ成立する。

しかし、その後も数回の海進、海退がくり返されており、現在の日本列島が成立したのはおおよそ縄文時代が終了に近づいた約二五〇〇年前ごろである。

2 旧石器時代

人類の起源

地球上に生命が誕生したのは今から三〇億年ほど前の先カンブリア紀といわれているが、人類が誕生したのはそれよりずっとおそく、五〇〇万年前とも二〇〇万年前ともいわれ、その起源についてはまだ十分に解明されていない。

人類は、ホニウ類のうちの霊長類に属し、サルから分れて進化してきたことはよく知られているが、ほかの動物との比較では後足二本で直立して歩くことの出来るのが大きい特徴で、もともと樹上生活をしていた霊長類の中から約二千万年前に分れて草原で生活するようになったグループであるが、その進化の過程については各説があつて、これといった定説はまだない。

現在までに発見されている化石人骨の中で、明らかに人類に属するとみられる最古のものは、アウストラロピテクス群と呼ばれる一連の猿人で、約二〇〇万年〜一〇〇万年前ごろまで生存していたと推定されている。

この猿人が、さらに原人↓旧人↓新人と進化して、洪積世の終りごろに現在の人類が出現した、といわれている。

銚子市余山町にある余山貝塚の一角に、
最古の日本人

コロポックル喰ひ遺したり四千年

という石碑が立っている。これは昭和初期に余山貝塚を発掘した吉野長太郎氏がたてたものであるが、日本人の祖先をコロポックル（アイヌの口碑に残る先住民・路の下に住む人・の意）であるとした明治時代の考古学者坪井正五郎氏の説をそのまま認めたものとして興味深いものである。

一体、日本列島にはいつごろから人類が住んでいたものか、また私たち日本人の祖先についてはどこまでさかのほることが出来るのか、といった疑問については、明治以来種々の説がある。前述のコロポックル説やアイヌ説もその一例だが、現代ではこの問題を解明するために、人類の形質・文化・言語など多くの角度から精力的な研究がすすめられている。

現在これらの研究のなかで最も中心となっている課題のひとつは、日本の石器時代人を洪積世時代人と沖積世時代人とに区分し、両者の関係や、沖積世時代人、特に縄文時代人以降現代人に至るまでの関係を解明しようとする点に

ある。

現在発見されている洪積世の化石人骨は、葛生人・牛川人・三ヶ日人・浜北人・聖岳人などが挙げられる。

これらの化石人骨は日本列島がまだ大陸と地続きであった洪積世に、ナウマン象などの動物と一緒に渡来して住みついたものとも考えられているが、この洪積世人類が次の沖積世人類、特に縄文時代人とのようにして結びつくのはまだ不明の点が多い。

縄文時代人については発掘調査などにより五〇〇〇体以上の人骨が発見され、精密な骨格測定の結果が集積され、そこから現代日本人との関係が追求されている。

それによれば次のようである。

①現代日本人の祖型は縄文時代人に求めることができる（これを原日本人という）。

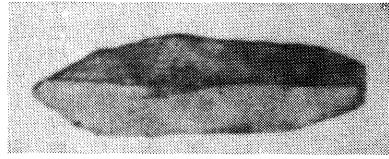
②ただし、縄文時代人がそのまま現代日本人になったものではなく、その後弥生時代かまたは古墳時代に渡来してきた周辺諸民族との間に混血が行われて現代日本人の形質が形成された。

③縄文時代人と現代日本人との形質の差は混血によるものではなく、それぞれの時代の文化、すなわち生活様式などの変化に起因するもので、日本人の形質変化は日本人の進化の一環としてとらえられるべきである。

①についてはほとんど異論はなく、学説として定着しつつあるが、②・③については相対立する説であるために現在なおそれぞれの立場から研究がすすめられている。今日では③の進化説が鈴木尚氏によってさらに実証性が高められつつある。

先土器文化

世界史上洪積世時代人が生活していた時代を「旧石器時代」、そして沖積世時代人の時期を「新石器時代」と称しているが、日本の場合は世界史上のこの呼称を用いて論ずるには多くの問題を含んでい



銚子市野尻遺跡出土、ナイフ型石器

る(注1) するために現在では旧石器時代を、縄文・弥生という呼称に対して「先土器時代」と呼んでいる。

この先土器時代の特色は、縄文時代に先行する洪積世後期から沖積世初頭ごろまでの文化を指し、土器を伴わず打製の石器のみを使用し、狩猟と採集のみの移動生活をしてきたものと考えられている。

石器はそれぞれの時期ごとに特色があり、もっとも古い時期のものは自然石の一部に加工をして西洋梨型に近い「握槌にぎつづ」と呼ばれるものであるが、やがて石を打ち欠いて飛んだ剝片はくへんのうちの平たく大きいものに刃部をつけた「ナイフ形」又は「切出形きりだしがた」になり、次に先端をとがせた「尖頭器せんとうき」があらわれ、もっとも新しい「細石器さいせつき」へと変化する。

石材は安山岩・黒曜石・チャートなどが用いられているが、なかには房総には存在しない岩石が用いられているところが問題である。

この時期の遺跡としては昭和二十四年に発見された群馬県岩宿遺跡や、東京都茂呂遺跡などが全国的に著名であるが、千葉県内では昭和二十九年に市川市で発見されている。しかしその後しばらく発見が停滞したが、昭和四十五年に新東京国際空港用地内から遺跡が発見されて以来、次々と県内各地で発見されるようになり、房総におけるこの時期の文化も次第に解明されるようになってきた。

現在までの調査結果(第1図)によれば、千葉県内では印旛沼を中心にした地域に集中的に分布してみられ、その他夷隅川の上流部・江戸川流域等に散見される程度でややかたよりをみせている。

東総の地域ではその存在が明確なものとしては、小見川町阿玉台北遺跡・銚子市野尻遺跡が挙げられるが、東庄町

昇する。

それまでは大陸と地続きであった日本列島も、この海面の上昇で大陸と切りはなされ、湖であった瀬戸内海にも海水が流れ込み、本州と陸続きであった四国は完全な島となって、現在の日本列島が形成された。

この海面上昇は、関東地方でも従来陸地であった低地はもちろん、洪積台地が開析されてできた深い谷の奥へ奥へと海水がおしよせ、東京湾は現在より約五〇キロメートルほど入り込んだ埼玉県蓮田市あたりが海岸線となっていた。

東総の地域も洪積台地をのぞいて、低地はすべて海面から姿を消してしまう。

縄文時代はこのような自然環境の中で開始される。

先土器時代と縄文時代の文化の決定的な差異は、利器においては弓矢が、そして生活用具においては土器が出現したことにあつた。

これは、気候等の自然環境が変化したため、先土器時代に棲息していたトラ・ヒョウ・野牛等の大型獣が絶滅して、シカ・イノシシ等の足のはやい中小型動物が狩の対象となったことから、木の弾力性を利用した、発射速度の速い、しかも飛距離の長い弓矢が生まれたものであろう。

土器が日本列島に出現したのは先土器時代最終末のころ、といわれているがその年代については紀元前約一万年とも紀元前六〇〇〇年ともいわれ、正確な結論には至っていないが、少なくとも紀元前六〇〇〇年をかなり遡る時期になることは確かであろう(注2)。

現在世界史上最古の土器は、西アジアのパレスチナ出土のもので約七五〇〇年前のもの、とされている。しかし日本の縄文式土器の始期が前記のとおりであるとすれば、世界の土器の始源はまさに日本列島に求めることができるであろう。

草創期（縄文時代の時期区分については五時期区分法と六時期区分法とあるが、本稿では六時期区分法によった）の土器は、土器の口縁部に粘土粒を貼り付ける豆粒文や粘土紐を周囲に貼りめぐらす隆線文を特色としている。早期の土器は底部の尖った砲弾形の深鉢で、器面には草創期の終りごろから見られるようになった「縄文」が施されるのが一般的となる。

小見川町城ノ台遺跡より出土の土器は、縄文のかわりに太い沈線が施されているが、この時期（早期）の代表的な土器として著名である。羽計にある東庄町最古の遺跡の龍神山遺跡の土器も大体この時期のものと思定される。

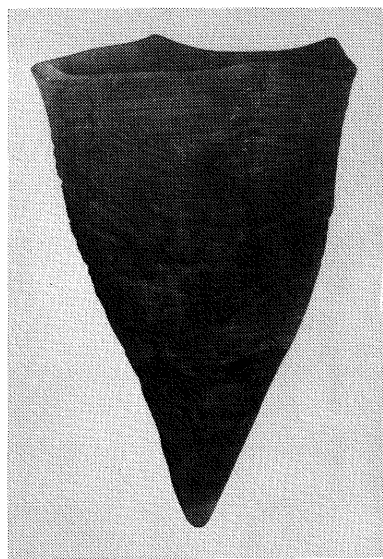
このような土器の出現により、前時代の肉食中心の食生活に木ノ実・球根類などの植物性の食物が加わり、しかも土器を用いて食物に火を通してからのものを入れるという習慣が一般化したと思われる、従来の生食という非衛生的な食生活も改善され、縄文人たちの寿命をある程度延ばす効果があったものと考えられよう。

東庄町のこの時期の遺跡は、羽計台地上と、龍神山・東庄中学校周辺などにみられるが、いずれも台地の縁辺部に立地している（第4表・第3図参照）。

沖積地の形成

しばらく温暖化の傾向が続いた縄文時代も、前期の後半ごろからふたたび寒冷化の傾向をみせるようになる。

この寒冷化の傾向と列島の造陸運動による土地の隆起とがあいまって、内陸部に深く入り込んでいた海岸線は次第に後退しはじめ、一方では上流から谷や台地を削っ



早期の縄文式土器
小見川町城ノ台貝塚出土

て流れる川が、土砂を下流へ運び、後退する海岸線を追いかけるようにしてそれぞれの川の流域や川口付近を埋め立てて沖積地が形成される、現在の海辺・海浜などの沖積平野はこの時期に形成されたものである。

このような傾向は、縄文時代の後期ごろまで続くが、昭和四十五年に発掘調査された銚子市粟島台遺跡での花粉分析ではそれがある程度うらづける結果が得られている。

粟島台遺跡は、縄文時代前期～後期初頭ごろまで縄文人が生活していた全国的にも第一級の泥炭層を含む遺跡であるが、この泥炭層の中に含まれる花粉化石の分析をした結果では、“カンバ類”、“シダ類”の化石が最も多くみられ、これらの植物が生育する自然環境の条件から考えて、当時の気候が冷涼湿潤な傾向を持っていたことがよくわかる。

縄文人たちは中期ごろまでは後退する海岸線を追いながらも、従来の台地上の生活からはなれることはほとんどなかった。しかし後晩期になるとようやく肥沃な沖積地に降りて生活するものもでてくるようになる。

銚子市余山貝塚は、後退する海岸線を追って低地に進出した東総地域での縄文人最後の遺跡として注目される遺跡であるが、東庄町鹿ノ戸地区にある遺跡も同様の意味で注目される。

2 東庄町の縄文時代遺跡

東庄町にある縄文時代の遺跡は比較的良好な状態で保存されており、その分布も各時期の遺跡がほとんどそろっている（ただし草創期のものには発見されなかった）。

今回の東庄町史編さんにあたり、町民の皆さんの協力を得て東庄町全域について遺跡の分布調査をしたが、縄文時代にわかかる遺跡は次のようであった。

早期

羽計地区にある龍神山（調査済み。消滅）と羽計台地上（団地造成のため消滅）、それに東庄中学校をとりまく畑地に三か所、計五か所が発見された。

これらの遺跡はいずれもその性格が十分に把握できないが、羽計地区龍神山遺跡の場合は、住居址のような定住性をもつ遺跡ではなく、キャンプ地的な性格を持つ遺跡であろう、という見解を発掘担当者からいただいた。

今後の調査報告の結果をまちたい。

前期

平山・高部・小貝野・神代・青馬・小南の各地区に合計一四か所の遺跡が認められた、いずれも台地上に存在している。

土器形式は浮島系が中心となって散布している。

中期

平山・高部・小貝野・窪野谷・神代・青馬・小南・東今泉の各地区に合計二〇か所認められる。特に小貝野地区は分布範囲が広く土器の散布密度も濃い、縄文中期の集落を知る上の重要な遺跡であると考え

られる。

東今泉地区は貯水池を中心にして分布している点が目される。

笹川地区に一所（粟堀）認められたが、やや疑問が残る。しかし遺跡として認定できれば、中期の低地遺跡として興味深い遺跡といえよう。

土器形式は下小野式や加曾利E式を中心に勝坂式などが散見される。

後・晩期
平山・小貝野・神代・大友・小南・宮本・羽計の各地区の台地と、桁沼川東岸・鹿野戸地区の低地にみられる。

後期に入るところから縄文人は本格的に低地へ進出するようになるが、東庄町の場合は台地寄りの微高地に占地して

いる例が多い。

これは永年台地上で生活をしてきた縄文人が、生活の必要から低地へ降りて来たものの、心理的な安定感を欠き、台地から完全に離れたい生活感情が残り、このような現象をもたらしたのかも知れない。

小貝野地区の場合は至近の距離にある小見川町良文貝塚との関連で考える必要がある。

良文貝塚は顔面香炉形土器などが出土した国指定の重要な遺跡であるが、東庄町小貝野地区に前期以来住んでいた縄文人の一部が後晩期になって小見川町良文地区へ移動した、とも考えられよう。

土器形式は加曽利B式を中心とし、姥山式^{うばやま}・安行式^{あんぎょう}などがみられる。

3 縄文時代の文化

「縄文時代」という名称は、この時代を通じて製作・使用されていた土器の表面に施されている「縄目文様」に由来する。

縄文時代は今から約一万年前にはじまり、紀元前三〇〇〇年ごろに終りを告げている。

この間約八〇〇〇年もの長期にわたる時代である。したがって、ひとくちに縄文文化といってもその内容は様ではない。

そこで主にこの時代の土器の変化を手がかりとして、草創期・早期・前期・中期・後期・晩期の六期に大別し、さらにそ



銚子市粟島台遺跡出土の土器（中期）

それぞれの期を数期に細分して土器形式の名をもって呼ばれている。

たとえば、縄文時代中期を例にとると、関東地方では、この時期のもっとも古い時期の土器形式は五領ヶ台式・下小野式土器とされ、これを「五領ヶ台期」「下小野期」と称し、以下阿玉台期おたまだい・勝坂期・加曾利E期というように呼ばれる。これらの形式のうち、下小野式は佐原市下小野貝塚から、阿玉台式は小見川町阿玉台貝塚からそれぞれ出土した土器を標準（標式土器）として呼ばれている形式である。

縄文時代の文化を知るうえの第一級の資料は貝塚から得られる場合が多い。

貝塚は当時の人々が食料としていた貝類の殻や、獣・魚骨、生活に不要となった土器・石器・骨角器などの日常生活用具が堆積されたものである。時にはそこに人骨さえ発見される場合も多く、当時の文化を知るうえの多彩な資料を提供してくれる。

この貝塚や集落址などの調査結果をもとにして、縄文時代の文化についてふれてみたい。

縄文人の生活

ごくはじめのころは、数人のグループで獲物を追いながら洞穴や岩かげなどをすまいとしながらも、定住性をもたず、各地を転々と移動する生活を送っていたらしい。

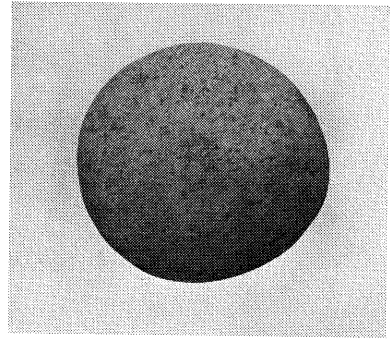
しかし前期後半ごろから地表水を得やすい台地の縁や、台地から突出した台地などに集落をつくって定住するようになる。

東庄町の縄文時代遺跡もそのほとんどが遺跡の近くに湧水地が認められ、この時代の集落が立地する一般的な条件と一致している。

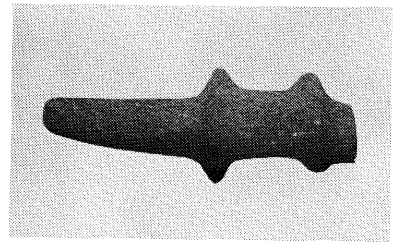
集落は広場を中心にして環状に住居が配置されているが、その戸数は一〇戸内外であって、それ以上になることはほとんどない。



縄文時代の住居址（西広貝塚）



凹石、縄文時代（東庄町 越川芳松氏蔵）



異形石器、縄文後期（東庄町 林保雄氏蔵）

ものとされ、集落全体でも五〇〜六〇人程度が普通である。

経済的には、狩・漁撈や植物などの採取による自給自足経済だが、最近の調査結果によれば晩期ごろには、ある程度の農耕も行われていたらしい。また時にはかなりの遠方の地域とも交易が行われていたことも推定されている（注3）。銚子市粟島台遺跡では千葉県内では産出されない黒曜石や硬玉が、東庄町の縄文遺跡から黒曜石が発見されているのはこの事実を裏づけているものである。

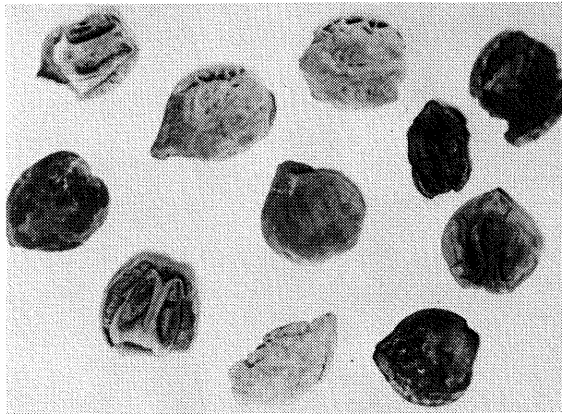
家屋は地表から五〇センチメートルほど掘り下げ、そこに数本の柱を立てて屋根を葺いた面積二〇〜三〇平方メートル程の竪穴式住居で、床の中央部に炉をもつ円形の住居が多い。

人口は住居の面積などから推定すると、一戸に五〜六人程度が住んでいた

第1表 西広貝塚出土動物遺存体

貝 類	水 棲 動 物	陸 棲 動 物
ヘンケイガイ、タマキガイ、サルボウガイ、ヤツシロガイ、イボキサゴ、イボニシ、ツメタガイ、アカニシ、タカラガイ、バカガイ、ウミニナ、アラムシロ、イタヤガイ、マガキ、ハマグリ、ヤマトシジミ、オキシジミ、カガミガイ、アサリ、シオフキ、ミルカイガイ、オオノガイ、マテガイ	サメ、カスザメ、エイ、ギギ、ボラ、ブリ、スズキ、コチ、クロダイ、マダイ、ヘダイ、マフグ、ヒラメ、マアジ、マイワシ、フナ、ウミガメ、スッポン、クジラ、イルカ、スジイルカ、スナメリ、アシカ、バンドウイルカ	キジ、ツル、キジバト、オオハム、カイツブリ、ウミウ、アホウドリ、ミズナギドリ、ワシ、タカ、フクロウ、カモ、コガモ、ガン、カラス、ハト、ヒシクイ、ニホンザル、ムササビ、ノウサギ、オオカミ、タヌキ、キツネ、アナグマ、カワウソ、イタチ、テン、ネコ、オオヤマネコ、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ

この表のほかにはイヌが発見されているが、イヌは食用に供したか否か疑問であるので一応除外した。



銚子市粟島台遺跡出土のクルミ

縄文人の食生活は、我々の考えているほど貧弱ではない。一人が食用とする食品の種類数からいえばむしろ現代人より多彩な食生活をしていたともいえる。第1表は、市原市国分寺台の西広貝塚から出土した動物遺存体である。これらは西広貝塚人（縄文後・晩期）が食用にしたであろうと推定されるものであるが、

その種類は貝類
 二三種類・水棲
 動物二四種類・
 陸棲動物三二種
 類の合計七九種
 類にのぼってい
 る。これにクル
 ミ・ドングリ・
 モモ等の果実類
 やユリなどの球
 根類を加えれ
 ば、その種類は

かなりの数にのぼることが推定されよう。しかも彼らは現代人とちがいが、必ず旬しゅんのものを食用としているから、その味もかなりのものであったと思われる。

現在の私たちの食卓にのぼる食料品と比較してみた場合、彼ら縄文人が意外に豊かな食生活を送っていたことが理解されよう。

縄文時代人の精神生活

縄文時代という時代は、人間が生きてゆくためには、非常に厳しい生きざまを要求されたであろうことは容易に想像できよう。

第一に、食料の貯蔵がほとんど不可能である。これは「その日の糧かてはその日に得なければならぬ」ということで、毎日が食を得るための労働であり、休息を許されないということを意味する。

狩猟は己れが生きるための行為であって、スポーツやレジャーではない。人間対動物の生きるための闘いは、一歩あやまれば己れの死を意味する場合もある。地域によっては人間をも圧倒する熊などの戦いもあったであろうし、毒蛇などの不意の襲撃にも備えていなければならない。あらゆるアクシデントに備えて精神や肉体は常に緊張を要求される。

また、自然条件の変化による生活の不安、非衛生な面からくる病気とのたたかいはある。それに加えて女性には出産による生命の危険などもあり、縄文人は常に死と直面して生活をしていたとも考えられる。

このような諸々の精神的・肉体的緊張や不安の連続は当然彼ら縄文人を早くふけ込ませることになる。第2表は厚生省人口問題研究所の小林和正氏の手になる「出土人骨による日本縄文時代人の寿命の推定」から作成したものである。

この表は推定十五歳以上の平均死亡年齢を示したものであるから、それ以下を加算すればその平均寿命はおそらく

第2表 縄文時代人の平均死亡推定年齢

第一節 原始時代	時期および遺跡	男		女	
		個体数	平均死亡年齢	個体数	平均死亡年齢
	総数	133	31.1	102	31.3
	前期(総数)(岡山県彦崎貝塚)	9	② 30.3	6	① 29.6
	中期(総数)	22	③ 32.4	12	④ 32.3
	〃 (千葉県姥山貝塚)	17	33.2	11	32.3
	後期(総数)	34	④ 32.9	30	③ 31.5
	〃 (岩手県蝦島貝塚)	20	35.1	18	31.9
	後晩期(総数)(福島県三貫地貝塚)	21	29.2	20	32.1
	晩期(総数)	47	① 30.1	34	② 30.9
	〃 (愛知県伊川津貝塚)	18	28.9	12	32.5
	〃 (愛知県保美貝塚)	15	30.8	14	30.7

(○で囲んだ数字は平均死亡年齢の低い順位を示す)

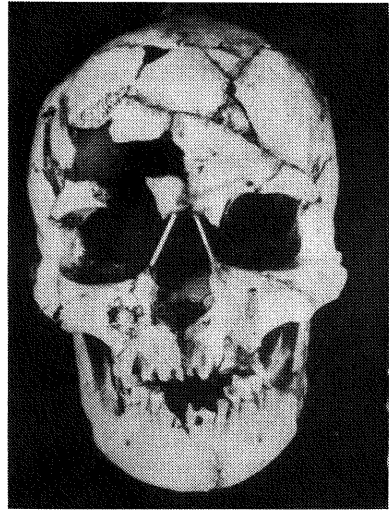
第3表 身長の時代的変化

時代	男性		女性		
	資料数	平均推定身長	資料数	平均推定身長	
縄文時代	111	1578.1mm	88	1476.7mm	関東地方から出土した人骨(成人)の右大腿骨最大長からの平均推定身長(藤井の身長推定式による)。
古墳時代	22	1630.6	9	1515.3	
鎌倉時代	17	1590.0	5	1449.0	
室町時代	26	1568.1	17	1466.3	
江戸時代(前期)	51	1550.9	17	1430.3	
江戸時代(後期)	60	1564.9	24	1447.7	
明治時代	62	1547.4	51	1448.7	
1900年		1609mm		1479mm	文部省による生体計測資料(20歳大学生の平均身長)
1910		1615		1491	
1920		1624		1509	
1930		1625		1505	
1939		1645		1527	
1950		1637		1537	
1960		1664		1547	
1970		1668		1565	

平本嘉助「骨からみた日本人身長の移り変わり」『考古学ジャーナル』11 No. 197. 1981より(ただし、縄文人については平本の推定身長をさらに平均化したものである)



土偶（銚子市東山貝塚出土）



縄文人の抜歯（西広貝塚出土）

二十歳以下になるであろう。現代人の平均寿命と比較すれば、彼らの生活がどれ程きびしいものであったかがわかると思う。

このような生活のきびしさからもたらされる生命への危機感は、彼ら縄

文人に特有の精神生活を生み出させる。

死者を埋葬する際の屈葬（注4）や抱石葬という埋葬形態は死霊への畏怖感からのものであろうし、中期ごろからあらわれる土偶や抜歯の風習は何らかの形で身体の安全を願ったものであろう（注5）。

文字によって記録されない原始社会の人々の精神生活は、なお不可解な点が多い。遺されたものからの推定であるが、素朴で呪術的な要素を多分にもった精神生活を送っていたことと思われる。

(三) 弥生時代

1 文化の革新

大陸文化との接触

日本列島が数千年の長きに亘って土器と石器の生活をしているあいだに、中国大陸ではやくも農耕（約六〇〇〇年前）が、金属器（約三五〇〇年前）使用の文化が発生した。

この農耕社会の成立や金属器の使用が、国家統一の気運をたかめ、春秋・戦国時代を経て紀元前三世紀には最初の統一国家「秦」が成立し、次いで「漢」が西は中央アジアから東は朝鮮北部に及ぶ強大な国家を建設した。

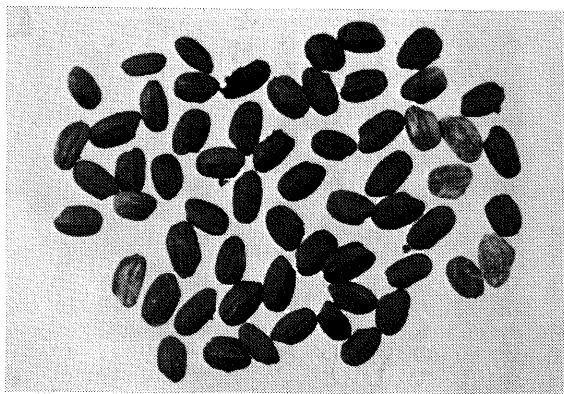
このような中国大陸の国家統一・対外膨張の気運は必然的に周辺の諸民族にも多くの影響を与えないわけにはいかない。

日本でも紀元前三世紀初頭ごろ、大陸にもっとも近い対馬・つしま・いぎを經て九州北部に新しい文化がおこった。

この新しい文化は、稲作を中心とした農耕と、中国・朝鮮の影響を強く受けた鉄器・青銅器の使用を特色とし、歴史上この時代を「弥生時代」と称している。

稲は、もともと日本自生のもではなく、インドを原産地とする熱帯植物であるが、現在では日本を含めて世界各地に伝播してそれぞれの気候に順化し栽培されている。

その稲がどのようにして日本列島に伝わって来たのかということについては、まだ十分に解明されていないが、稲の品種とそれに伴う農耕具の特色などから、その伝播経路を「華中」↓「華北」↓「朝鮮半島」↓「日本北九州」と



弥生時代の炭化米（野尻遺跡出土）

する北方説と、「華中」→（東シナ海）→「日本北九州」とする直接説が有力である。

いずれにしても、稲はまず北九州に上陸した。そしてこれに鉄・青銅などの金属器が加わり、従来の縄文時代にはみられない新しい文化が大陸や朝鮮半島の強い影響をうけて成立したことは、この時代の最も古い遺跡が北九州地域や対馬・壹岐に集中していることをみても明らかである。

そしてこの新しい文化が次第に本州の中国地方・近畿地方・関東地方・東北地方へと順次伝播し、日本列島全体を狩猟中心の社会から農耕を中心とした「農耕社会」へと大きく転換させることになる。

農耕社会の成立

農耕が発展すると、弥生時代人たちは農作業の必要から低湿地に移動して生活するようになる。

米づくりは集約農業ともいわれ、基本的にはより多くの労働力が必要である。しかも米そのものが持つ強い人口支持力や、貯蔵の可能な穀物が食

生活の中心になると、従来の食を求めての移動生活は、次第に大集落化、長期定住化の傾向を示すようになる。

このように、台地から低地へ、自然採集から農耕へ、小集落集団から大集落へ、移動生活から定住生活へというような革新的ともいえるべき生活の変化は、個人生活や社会制度など、あらゆる面に大きな変化をもたらしてくる。

まず、個人生活の面では、縄文時代には甕・鉢・注口土器の程度であった土器類が、食生活の変化に伴って、弥生時代には壺（貯蔵用）・甕（煮炊用）・甗（蒸飯用）・高坏（もりつけ用）というように用途に応じて分化してくる。

衣生活の面でも、土製の紡錘車や、木製の織機を使って比較的緻密な布を織り、これを衣生活に利用することも一般化するようになる。また金属器の使用は、木器の製作を容易にし、碗・臼・杵などの日用品や鍬・鋤・田舟などの木製農耕具を数多く出現させる。

農耕の発展は、社会制度の面でも従来にはみられない新しい現象をもたらしてくる。

貯蔵が可能な穀物を中心とした食生活は、それぞれの収穫や消費の差が年ごとに格差をうみ、やがて集落内に貧富の差を発生させる。

また治水や灌漑など集落全体が参加しての共同作業も多くなり、収穫を支配する自然現象を、超自然の力をもつ「神」の所為とみて、その神の意志を伺い、これを民衆に伝える、という司祭者的な指導者が出現し、集落内の農耕や年中行事などをリードするようになる。

食生活の好転は、人口を著しく増加させ、従来の農耕地からの収穫では増加した人口が維持できなくなり、新たな農耕可能地を求めるようになる。そしてこの農耕可能な低湿地帯をめぐって集落間の抗争がおこり、その抗争の中から集落を軍事的に指導する者が出現するようになる。

農耕地をめぐる集落間の抗争は、農耕の発展と共にさらに拡大し、勝者が敗者を統合しながら次第にその規模を拡張し、やがて小国家へと成長してゆく。

中国の歴史書『前漢書』の「地理志」には、このころの日本について、「分れて百余国となる」と記し、紀元前後（弥生時代中期）ころに北九州地方に多くの部落国家が成立していたことを示唆している。

また弥生時代後期末ころ（紀元前二五〇年前後）の日本について記述した中国の歴史書「魏志倭人伝」には、当時の倭人社会の風俗・習慣について述べ、さらに女王卑弥呼が出現する経緯について記し、弥生時代中期に成立した小国

家がさらに統合されて、次第に統一国家の方向へと動いてゆく過程を述べている。

弥生時代の集落内に前時代にはみられなかった身分や階級が発生し、やがて小国家が成立する過程については、弥生時代の遺跡にみられる墓制によっても説明することができる。

弥生時代の墓制は、甕棺、箱式棺、土壙墓等が中心になって共同墓地を形成するのが普通であるが、近藤義郎氏は「古墳をめぐる諸問題」(『日本の考古学』(学生社)の中で、弥生時代の墓制は時期によってそれぞれ特色を持ち、それらによって三段階に分けられるとする。

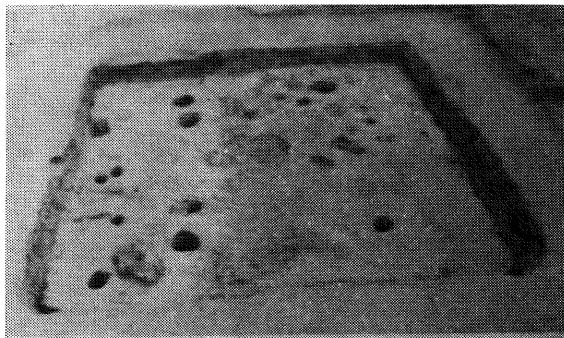
第一は、共同墓地の埋葬方法が全く平等で、そこからは身分・階級等の存在が全くみられない平等の社会の段階である。

第二は、共同墓地の中で、鏡・剣といった副葬品を持つ小数の墓と、副葬品を全く持たない多数のグループに分かれる段階である。

第三は、明らかにほかの墓と区別するために方形周溝墓のように、墓の周囲に周溝を掘る特別の墓が出現する段階である。

この三つの段階は、弥生時代に入って稲作農耕が開始されたものの、まだ縄文時代以来の無階級社会の伝統をそのまま引きついできている初期の時代、そして、やがて農耕の発展と共に身分・階級が発生し、そうした階級が特別の存在としてみられるようになった中期の時代、小国家の成立により、一般の民衆に君臨する首長(または国王)としての存在を示す埋葬方法がとられた後期の時代、というように解釈されよう。

「魏志倭人伝」には女王卑弥呼の墓を「径百余步、徇葬する者奴婢百余人」の規模であると、述べている。この記事から推察すれば、弥生時代後期の墓制というよりは、むしろ古墳時代的な墓制であるといえよう。



弥生時代(後期)住居址(野尻遺跡)

また、この「魏志倭人伝」は、卑弥呼の統治する邪馬台国が女王の支配する政治形態であるのに対して、他の国々は男王が支配する政治形態であることを述べている。これは当時の倭の社会が、太古以来の母系制から、次の父系制へと転換する過渡期にあり、次の古墳時代への移行と共に母系制が消滅し、父系中心の社会へと移行する過程を示唆している点についても注目される。

しかし、母系制の慣習がこの時代で完全に消滅するわけではなく、平安時代ごろまでは生活の中に母系制を重視する伝統が受けつがれてきているようである。

2 東庄町の弥生時代

東庄町の弥生時代遺跡は、平山・八木山・窪野谷・高部・大友・青馬・小南・羽計地区と、新宿堰周辺・東今泉堰周辺などの台地上と、楢沼川周辺の低地にみられる(第4表・第3図参照)。

台地上では標高五〇メートル前後の見通しのよい台地縁辺部で、左右が開析谷となり舌状に突出した平坦地に占地するものが多く、緩斜面などにはほとんどみられない。遺跡の周辺にはかならずといってよいほど湧水が認められるのが特色である。

東庄町の弥生時代遺跡はすべて後期に属するもので、前期・中期の遺跡は全くみられない。

これは東庄町周辺の地域でも同様であつて、わずかに銚子市佐野原の屏風が浦断崖上に一か所だけ中期の土器の散布地が認められるのみで、その他はすべて後期のものである。

ただ、注目されるのは、小見川町阿玉台北遺跡から出土した銅鏃と、銚子市野尻遺跡から出土した鉄片及び大量の炭化米（同一住居址内より出土）である。この発見は、東庄町を含めた東総の地域が、少なくとも弥生時代後期にはすでに稲と金属器を伴った農耕社会に突入していたことを明確に証明しているものである。

弥生時代の集落は、農耕生活の必要などから従来の台地から低地へと生活の舞台を移動させたことは前に述べたとおりである。ところが東庄町の場合は遺跡のほとんどが台地上に存在している。

この傾向は、北総地域はもちろん千葉県内全域にも認められ、全国的にも同様のことがいえるようである。

たとえば、東庄町周辺でも小見川町阿玉台北遺跡・同天神遺跡・銚子市野尻遺跡・同佐野原遺跡などほとんどが台地上に立地している。全国的な視野に立てば、瀬戸内海沿岸の中期遺跡にもこれを見ることがができる。

このように、いったん低地へ進出した弥生時代人がどうしてまた台地へ後退するのであろうか。その原因についてはいろいろ考えられよう。

第一に、この時期の集落の立地が、農耕の可能な低湿地を一望に見渡せる地形を選んでなされている、という点である。これはいったん低地へ進出はしてみたものの、河川の氾濫や土砂流などの自然の災害に抗しきれずに再び台地へもどり、台地のなかでも農耕に至便の地をえらんで集落を形成したため、と考えることもできよう。

第二には、この時期の日本列島の政治情勢からも推察することができる。

当時の日本列島の政治情勢について、中国の史書「後漢書東夷伝」には、「安帝の永初元年（二〇七）、倭の国王帥升等、生口（奴隸）一六〇人を献じ請見を願う。桓・靈の間（二四七～一八九）、倭国大いに乱れ、更相攻伐して歴年

主なし」とあり、また「魏志倭人伝」には、「其の国、本亦男子を以て王と為し、往まること七、八〇年、倭国乱れ、相攻伐すること歴年、仍ち共に一女子を立てて王と為す、名づけて卑弥呼と曰ふ（中略）。其の八年（二四七）大守王頑官に到る。倭の女王卑弥呼、狗奴国の男王卑弥呼と素より和せず。（中略）相攻撃する状を説く」と述べている。

これは、部落国家が統合・服属を重ね、やがてひとつの地域を包轄するような地域国家が成立する過程の中での戦乱の状況を伝えているものである。

記述されている内容は、おそらく日本列島の中でもかぎられた地域の状況を伝えたものであろうが、これと同じような状況が北総の地域でもおこっていた可能性は十分考えられよう。

そして、この戦乱や外敵からの襲撃を避けるために、最も安全な場所、すなわち台地をえらんだ、と考えることもできよう。

次に、現在までのところ東総地域には弥生時代前期及び中期の遺跡がほとんど発見されていない、ということをもとのように解釈すべきであろうか。これを事実としてとらえれば、次のようなこともいえる。

弥生文化は北九州から水の波紋のように同心円状に日本列島を北上し伝播しているが、何らかの理由で、文化の伝播がおくれ、他の地域がすでに弥生時代という新しい文化段階に移行していた時でも、この地域は相変らず縄文時代が継続しており、文化がやっと伝播して来た時には時代はすでに弥生時代後期になっていた。すなわち、この北総の地域は多少の例外はあるものの弥生時代の前・中期を経験しないまま、縄文時代晩期から一足とびに弥生時代後期に突入した、ということである。

いずれにしてもこの種の問題は単に東庄町だけの問題ではなく、周辺の諸地域との関連のうえで解明される問題で

ある。今後の調査結果の累積により明らかにされることと思われる。

注 (1) 世界史上旧石器時代は、洞窟、岩陰等に住み、打製石器を用いた狩猟、採集の時代とされるのに対し、新石器時代は磨製石器と土器が発生し、農耕・牧畜の時代とされている。

しかし、日本の洪積世人は一般に洪積世上部のローム層上での開地住居であった。縄文時代は磨製石器・土器をもちながら農耕の存在が確実になっておらず、世界的区分にいう旧石器時代とも、新石器時代ともいえないのが日本の原始時代の特色ともいえる。

(2) 土器や木炭・貝殻などに含まれている放射性炭素 (C_{14}) による年代測定法によって出土した土器などの年代を測定した結果によれば、愛媛県上黒岩遺跡出土土器は一万二一六五年±六〇〇年前 (ウイコンシン大学測定)、神奈川県夏島貝塚出土貝殻は九四五〇年±四〇〇年前 (ミシガン大学測定)、千葉県姥山貝塚出土木炭は四五四六年±三二〇年前 (シカゴ大学測定) などの数値が示されている。

(3) 縄文時代の遺跡から、時にその地域では生産されないものが発見される場合がある。黒曜石・硬玉・メノウ・チャートなどがそれであるが、例えば黒曜石は伊豆半島、信州和田峠が主産地で千葉県では産出しない。硬玉に至っては新潟県糸魚川周辺が唯一の産地となっている。これらが東庄町の遺跡から発見されているということは、何らかの手段をもってそれらの地域との交易が行われていたことを証明するものである。

(4) 屈葬は、死者の四肢を屈折して葬る葬法で、ヨーロッパ洪積世人類にもみられ、人類の埋葬法では最古のものである。屈葬を行う理由については現在定説はないが、諸説を総合すると次のようになる。

1、靈魂不滅の見地から、死霊の跳梁を防ぐ為の呪術的行為 2、四肢を屈折すれば墓穴が小さくてすみ、労力が節約できる 3、「母なる大地に帰る」という思想から母胎内または母胎より出生する姿勢をとらせる 4、休息の姿勢、などが挙げられる。

(5) 土偶は、縄文中期ごろ長野県地方に発し、関東→東北の順で分布している。土偶はほとんどが胸・腰など女性的部位が

誇張される女性像で、その目的についても定説はない、主な説を挙げれば、1、女性のみが出産するということから、生殖・豊穰に関する宗教的呪術儀式用具であろう。2、土偶はほとんどが意識的に破損されて出土していることから、女性が出産に失敗して生命を失うことを恐れ、自分の身替りの土偶を作つて安産を願う、という呪術的風習からきたものであろう、との説である。

抜歯は、東南アジア、太平洋地域の原始社会でもみられ、日本石器時代文化に南方的要素を認める一つの根拠とされている。日本では、時代により多少の差はあるが、上下四大歯を除いた門歯などを抜くのが一般的である。東総地域では銚子市余山貝塚出土土人骨にその例があるという。抜歯の理由は、その年齢が十五、六歳以上の年齢からはじまっていることから、原始社会における一種の成人の仲間に入る為の儀礼的慣習、とみる説が強い。また、自己の身体末梢部を犠牲にして生命の安全を祈念する風習、とする説もある。

第二節 古代

(一) 古墳時代

1 大和国家の成立

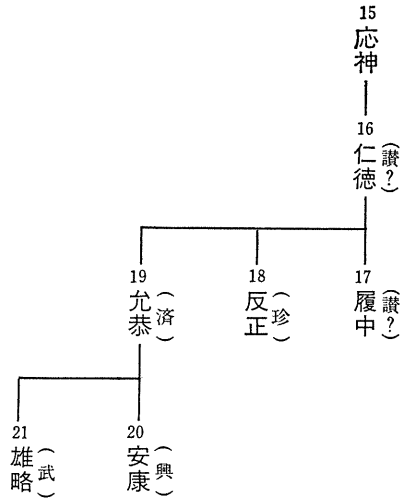
弥生時代の後半ごろから発生し成長した各地域の小国家が、その後どのようにして日本列島を包轄するような統一国家として成立するようになったのかは、はっきりわかっていない。

しかし、内外の史料を総合して検討した結果では、四世紀初頭ごろまでには、現在の皇室の祖先を中心として、これに平群・葛城・蘇我・大伴・物部・和珥^{わに}などの大和地方諸豪族が連合した政権が近畿地方に成立したらしい。

歴史上、これを「大和朝廷」とか「大和政権」と呼んでいる。

この大和政権の当初の支配地域は、おそらく大和を中心とした周辺の地域に限られたと思われるが、その後、古事記、日本書紀などにみられるような精力的な国内統一事業が行われ、およそ五世紀半ばごろには日本の統一政権としての実質を備えたものであろう。

中国の史書「宋書夷蛮伝」には、四二二年から四七八年までの五八年間に「讚」「珍」「済」「興」「武」と称する五人の倭王が中国南朝や宋に貢献してきた、ということ述べている。



第2図 倭の五王と天皇の対照

五人の倭王については、当時実在していた日本の歴代天皇の名を中国風に表現したものと推定され、歴史上これを「倭の五王」と呼び、日本書紀に記載されている特定の天皇がこれに比定されている(第2図参照)。

この倭の五王が宋王朝に貢献を続けた(注1)目的は、宋王朝に対して「使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七国諸軍事安東大將軍倭國王」などというような日本および朝鮮半島の支配を意味する爵号を一貫して要求していることからみて、当時朝鮮に進出していた日本の立場を有利に展開することにあつたものと思

われる。

日本国内の統一状況については、倭の五王のうちの最後の王「武」が宋王朝に貢献した時の上表文にある程度示されている。

それによれば、この倭の五王時代には精力的な国内統一事業が展開され、武王の時代には西は九州中部、東は関東地方あたりまでを支配下に収め、国内統一事業を一応達成し、その後も順調に統一事業が進められていることが推察される。

このような中国側の資料をうらづけるかのように、近年になって国内では考古学上の重要な発見が相次いでいる。中でももっとも注目される発見は、埼玉県行田市稲荷山古墳から出土した鉄剣の銘文(注2)である。

この銘文は、刀身の両面に一一五の文字が金象嵌されているものであるが、その文字の解説結果によると、冒頭に

「辛亥年七月中記」とあってこの鉄劍の製作年代を記し、次に「意富比施」（おうひこ）から鉄劍の所有者である「乎獲居」（おわけ）に至る八代の系譜を述べ、最後に「獲加多支鹵大王の寺斯鬼宮に在時、吾天下を左治し此の百練利刀を作らしめ、吾が奉事の根源を記す也」と記し、この鉄劍の所有者である乎獲居自身自身の立場を述べている。

さて、この銘文について少し歴史的に解説してみよう。

銘文中の「辛亥年」は紀元四七一年と推定される。これは「稲荷山古墳発掘調査報告書」が、古墳から出土した副葬品などから古墳を造営した時期を、五世紀末く六世紀前半のもの、と位置づけている点とほぼ一致する。

「獲加多支鹵大王」は、古事記にある「大長谷若建命」おほつせわたけのみこと、日本書紀にある「大泊瀬幼武天皇」おほはつせわかたらのすねのみことを指し、第二十一代雄略天皇に比定することができる。この天皇は宋書夷蛮伝のなかで、昇明二年（四七八）に宋王朝第八代の子天子順帝に上表文を奉った、と述べられている倭王「武」と同一人物である可能性がきわめて強い。

この二つのことが肯定されるものとする、稲荷山古墳が位置する武蔵国の地域は、大和朝廷第二十一代雄略天皇に派遣された「乎獲」という人物により、少なくとも五世紀後半ごろにはその支配下に入れられていた、ということになる。

これを、すでに発見されている熊本県江田船山古墳出土の太刀（注3）に銀象嵌されていた銘文と併せて考えれば、雄略天皇が君臨していた五世紀後半ごろの大和國家の領域は、東は武蔵国から西は肥後国に至る範囲であったと考えられ、東庄町もまたその支配圏に入っていたことが推察される。

このようにして、四世紀初頭ごろ成立した大和國家は着々とその支配圏を拡大し、統一國家としての実質を備え、対外的にも中国大陸や朝鮮半島など近隣諸国との交渉も活発に行われるようになる。

そしてその対外交渉の過程で、政治的には、律令制が導入され、文化的には漢字・儒教・仏教などと共に美術工芸

品やその技法などが導入され、国内は従来の弥生時代とは異った新しい文化段階へ移行することになる。

注(1) 正確には、晋書安帝紀の義熙九年(四一三)の条が初見で、最後は宋の順帝の昇明二年(四七八)で、この間少くとも九回の遣使が行われている。

(2) 稻荷山古墳出土鉄劍金象嵌銘全文

(表)

辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埜其兒多加利足尼其兒名三已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半三比

(裏)

其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在欺鬼宮時吾左治天下令作百練利刀記吾奉事根原也

読み下し文

(表)

辛亥年七月中記す 乎獲居臣 上祖名は意富比埜 其兒(名は)多加利の足尼 其の兒名は三已加利獲居 其の兒名は多加披次獲居 其の兒名は多沙鬼獲居 其の兒名は半三比

(裏)

其の兒名は加差披余 其の兒名は乎獲居臣 世々杖刀人首と為て事え奉り来たりて今に至り 獲加多支鹵大王の寺欺鬼宮に在る時 吾れ天下を左治す 此の百練の利刀を作らしめ 吾が事え奉る根原を記すなり

(二年表 日本歴史)

(3) 明治六年に熊本県玉名郡の前方後円墳が発掘された時に出土した太刀、全文七三字が銀象嵌され、文中に「𤟎𤟎𤟎𤟎𤟎𤟎𤟎」とあり、第十八代反正天皇に当てる説が強かったが、稻荷山古墳出土鉄劍所有者と船山古墳出土太刀の所有者は

共に同一の大王に仕えていたのではないか、と考えられている。

2 古墳の発生

古墳時代という名称は、その名が示すように当時の墓制に共通してみられる高塚墓、すなわち古墳に由来する。

この古墳時代は、大和国家が出現する直前の三世紀後半ごろからはじまるが、その終末期についてはいちがいに論ずることはできない。たとえば「大化改新(六四五)をもって古墳時代は終る」とする考え方もあるが、彩色壁画で著名な高松塚古墳は七世紀後半から八世紀初頭のもつとされ、大化改新以後に築造されたものである。

古墳文化の中心である近畿地方でさえ、その終末期が明確に把握されていない状況のなかで、文化的には後進の地域である関東地方で、それを明確に把握することはなおさらむづかしい。しかし、最近の研究によれば関東地方では八世紀末ごろを終末期とする説が有力である。

古墳は、大陸の墓制がわが国に影響して発生したものである。

中国大陸では、殷代及び戦国時代ごろ地下に土壙を掘り下げ、中心に木室を設ける、という形で発生している。近年発見された長沙馬王堆一号墳はその好例ともいえよう。

このような中国の厚葬の風習を、わが国から派遣された使節が見聞して帰国し、また大陸からの渡来者などからもそのような墓制が伝えられた結果、わが国においても大陸の墓制をとり入れた古墳の築造がはじまったものであろう。

ただ、古墳はその規模、副葬品の内容からみて、一般の民衆が造営できるものではなく、それぞれの地域の政治集団の支配者などの特別な存在を埋葬する為の施設であることは明瞭である。

そしてこの古墳の築造は、そのような権力者の単なる埋葬だけを目的としたものではなく、この古墳に埋葬される亡き首長が持っていた氏神の司祭権や政治的地位を、後継の新首長が正当に継承したことを内外に明示することもその目的のひとつであったものと考えられる。

このような目的をもって築造される古墳には、方墳、円墳、前方後円墳、前方後方墳など多くの種類があり、その占地の状態、規模、内部施設、副葬品などによって各時期ごとの特徴があり、これらをその特色に応じて前期・中期・後期の三期に分けている。

3 千葉県古墳時代

千葉県内にみられる古墳の初現は、北作一号墳（東葛飾郡）・能満寺古墳（長生郡）・小田部古墳（市原市）・手古塚古墳（木更津市）などが代表的で、時期的には四世紀～五世紀初頭ごろに位置づけられている。

この時期の古墳は、方墳又は前方後円墳が中心で、前時代（弥生時代）の方形周溝墓から転換した時期のものともみられているが、出土遺物の中には大和政権の影響と思われるものがある程度認められている。

五世紀になると大型の前方後円墳が出現する。中でも五世紀中葉～後半ごろには内裏塚古墳（小糸川流域）・祇園大塚山古墳（小櫃川流域）・姉崎二子塚古墳（養老川流域）など、東京湾東岸の大河川域の沖積地に全長一〇〇メートルを前後する大型古墳が出現する。

この大型古墳は、その占地が従来丘陵上であったものがこの時期になると平野へ転換している点や、前方後円墳という墳形、副葬品にみられる宝器・工具・武器類などの共通性は、大和政権との直接の関連性をうかがわせるに十分

なものがあり、大和政権の権力が先ずこの地域に浸透してきていることを示している。

五世紀末～六世紀にかけてのころになると、大型の前方後円墳は少なくなり、八重原6号墳（君津市）・烏山2号墳（富里村）・金塚古墳（我孫子市）などに代表されるような円墳が増加する。副葬品には玉類などの装飾品はほとんど含まれず、武器類が多くなり、刃部幅の広い豪刀ともいえるような直刀や、短甲の出土が目立ち、土器類では須恵器が出土するようになる。

これは、この時期の古墳の被葬者が単に東国の在地豪族としてのみでなく、大和政権の強い影響下に軍事的性格を強め、大和政権の地方統治の一翼を担っていたため（注1）、とうけとれる。埼玉県稻荷山古墳・小見川町城山5号墳などはこの時期のものである。

六世紀～七世紀中葉ごろになると、古墳の規模に定形化の現象がみられる。

五〇～八〇メートルに及ぶ大型の前方後円墳は、東総地域のみに限定しても、朝日ノ丘古墳（松尾町七六メートル）・城山1号墳（小見川町六八メートル）・殿塚古墳（横芝町八〇メートル）・姫塚古墳（横芝町五八メートル）・西ノ台古墳（成東町九〇メートル）などに限られ、他は三〇メートルを前後する小規模の前方後円墳や円墳が圧倒的に多くなる。東庄町寺台にある前方後円墳などはその例である。

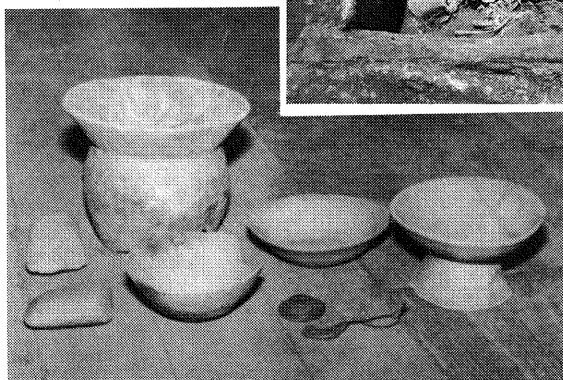
また、東庄町も含めた北総の地域に、墳丘の裾部（主に南端）に箱式石棺を内部施設とする二〇メートル前後の変則的古墳と呼ばれている小規模な古墳が多数出現するのもこの時期である。

台地縁辺の斜面を掘って造営する横穴式古墳もこの時期に盛行する。

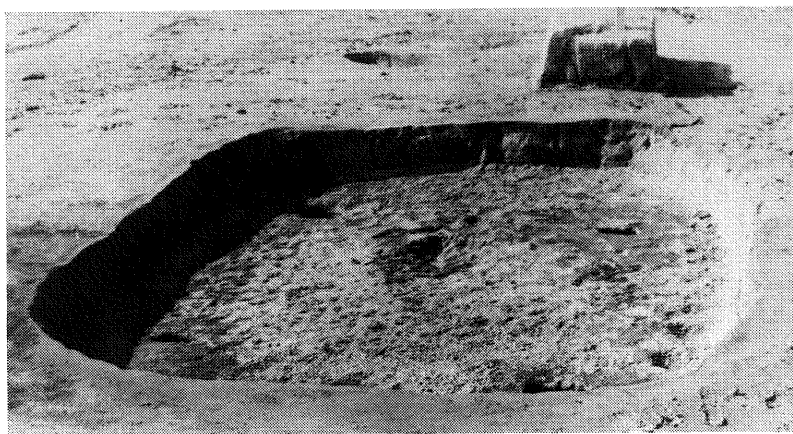
これらの古墳のうち、大規模古墳には金・銀製品や金銅製の豪華な副葬品が多くみられ、前時代にひきつづき中央政権とのつながりをもつ地方大豪族すなわち国造（後述）クラスが被葬者となっていることをうかがわせている。



東庄町羽計 婆里古墳出土人骨（男女2体）



前山遺跡より採集された土器・石器
(東庄町高安正己氏蔵)



宮下遺跡（高部）の住居址（古墳時代前期）

小規模古墳は、その墳形が地域により方・円または前方後円と異なる傾向がみられるが、共通している点は、被葬者が多数になる傾向を示している点で、その構成も従来の成人男性に加えて女性や小児なども含まれ、家族墓的色彩が非常に強まってくる。



小南地区の古墳

また前に述べた変則的古墳が墳丘の裾部に内部施設を設定するのを特色

としているのも、家族墓的な性格から、被葬者を追加して埋葬する場合に埋丘の中心部よりは裾部の方が埋葬の作業が容易であったからであろう。

東庄町羽計の婆里古墳（前方後円墳・被葬者男女成人各一名）・

平山の寺台古墳（被葬者三名）、

銚子市野尻遺跡2号墳（円墳・被葬者男女成人各一名・性別不明一名）・銚子市赤塚古墳（円墳・被葬者四名）などがこの地域の代表例である。

ただ、ここで注目したいのは、香取郡内にあるこの時期の古墳副葬品には、必ずといってよいほど鉄製の武器類がみられるが、東庄町婆里古墳・寺台古墳にはそれらが全くみられず、ガラス玉・金銅製耳環・銅製品等の



稲荷神社（高部）境内の古墳

装飾品のみであった(注2)、という点である。この点については今後の調査例の増加をまつて考察を加えるほかはないが、ともかく特異な古墳といえよう。

さて、この時期の古墳が、少数の大型古墳と多数の小規模古墳とに明確に分けられるという現象をどのように解釈すべきであろうか。

大規模古墳の被葬者層は、すでに前時代以来、大和政権の直接支配下に収められ、それぞれの地域を統治していた大豪族層と考えられる。

小規模古墳の被葬者は、前記大豪族層の支配を受けるようになった小地域の豪族層で、彼らもまた大豪族層を通じて大和政権の支配を受けるようになり、その権威を背景として古墳を造営する階級となったものと思われる。

つまり、この時期になると中央大和政権の権力が地方の末端まで浸透し、日本の統一政権として完全に安定したことを示すものとしてとらえられる。

七世紀中葉を過ぎて後半ごろになると、古墳のほとんどが方墳となる。この方墳は弥生時代の方形周溝墓と非常によく似ているが、墳丘をもつ方墳と、たぶん墳丘を持たないであろうと推定されるもの(考古学上これを仮に方形周溝遺構と称している)の二種に分れる。

いずれも一辺が二〇メートル前後、幅二メートルほどの溝が方形に掘り込まれている点に共通点があるが、前者の方墳の場合はいずれも南に開口する横穴式石室をもち、被葬者はほとんどが二人以上である。これに対して後者の方形周溝遺構は内部施設を全くもたないか、または中央部にわずかなくほみを持っている程度で、被葬者も多分単数であろうと推定されている。副葬品も鉄製武器類はほとんどみられず、土師器^{はじき}、須恵器^{すえき}等がわずかに出土する程度である。

これらのうちで前者に属するものとしては、銚子市野尻遺跡2・3号方形周溝墳・同柴崎台古墳が挙げられる。東庄町東ノ台古墳(二重方形周溝でわずかに墳丘を残す。内部施設は不明であるが須恵器・土師器・全銅製刀装具等が発見されている)もこの範疇に入る可能性もっている。

方形周溝遺構は、千葉市から東京湾東岸の内房方面に多くみられ、東総地域にはあまり見当たらないが、銚子市野尻遺跡1号方形周溝墳がこれに近いものとしてとらえられる。

台地の縁辺斜面を掘って造営する横穴古墳もこの時期にますます盛行する。内部施設は横穴式石室を模したものと考えられるが、被葬者数は圧倒的に多く一〇名以上にのほることも普通で、その構成も老若男女を問わず、家族墓的性格がますます強くなる。東庄町では羽計横穴墳・夏目横穴墳・今郡横穴群がその代表例である。

これらの古墳に少数ながら円墳、前方後円墳などが加わり、千葉県の古墳時代はようやく終末期としての様相を呈して行く。

注(1) 杉山晋作「房総における古墳の変革」『史館』六・七号による。

(2) 『羽計古墳群発掘報告書』東庄町教育委員会、一九七二年。金子浩昌「千葉県香取郡東庄町の石棺調査」『古代』第一九・二〇合併号による。

4 東庄町の古墳時代遺跡

東庄町の古墳時代遺跡は、東総地域のこの時期における分布の傾向とほぼ一致するが、数的には極めて多く存在し、東庄町全域のほとんどが遺跡となっている、といっても過言ではないほどである。

時的にも古墳時代の前期・中期・後期・晩期とすべての時期の遺跡が存在している（晩期は、編年上の位置からみれば、奈良・平安時代に位置づけられるもので、古墳時代の範疇に入れるには無理な点もあるが、ここでは一括して述べることにする）。

全体的な特徴としては、中期と後期末に位置づけられる遺跡が比較的少なく、後期・晩期の遺跡が圧倒的に多くみられる。

これを立地のうえからみると、前・中期はほとんど台地上に立地しているが、後・晩期になると低地の砂層に立地するものと、従来どおり台地に立地するものとの二とおりがあり、古墳時代人がこの時期になって積極的に低地への進出をしていることがわかる。

次に東庄町における各時期ごとの遺跡分布状態を概括的に述べることにする（第5表・第4図参照）。

前期 平山地区（寺台）・高部地区・窪野谷地区（八木山・前山）・青馬地区・小座地区・大友地区（大友城址）・東和田地区（和田城址）・栗野地区・笹川地区・羽計地区に合計一三か所の前期遺跡が存在する。そのうち、台地上が一〇か所、低地が三か所の割合となっている。すべて単独の遺跡ではなく、他の時期と複合して存在している。たとえば、昭和五十六年十二月に実施された高部地区宮ノ下遺跡の発掘調査では、前期（五領期）、中期（和泉期）、後期（鬼高期）の三期が複合して存在していることが確認されているのはその好例である。

これらの遺跡のうち、窪野谷地区の前山遺跡（昭和四十一年九子亘氏調査）は特に重要な遺跡として注目される。『発掘調査報告書』によれば、竪穴式住居址五軒とそれに伴う土師器・須恵器・石製紡錘車・剣形および円板状有孔石製品、墨書土器片が発見されている。

住居址は五軒のうち三軒が完掘され、そのうち二軒は和泉期・一軒は歴史時代（国分期）のものとして推定されている。

出土遺物のうち土器類は中期以降と推定されているが、調査終了後、遺跡の近辺から発見された土器は明らかに前期のものである。多量に出土した石製模造品の存在は、前山遺跡が古代において祭祀を執行した祭祀遺跡としての可能性を強く示唆し、この種の遺跡としては東庄町を含めた近隣の地域では唯一のもので貴重である。墨書土器は歴史時代(国分期)のもので「敷」と墨書されている。

中期 高部地区・窪野谷地区八木山と前山に各一、大友地区の四か所が推定され、他の時期に比較して非常に少ない。しかし前期の宮ノ下遺跡の例にもあるように、今後さらに精査をすれば多少の増加も考えられよう。

後・晩期 この時期の遺跡は、東庄町のほぼ全域に分布している。特に低地への進出と時期的な面で後・晩期が重複し、その範囲も広大になっているのが大きな特色といえよう。

古墳はほとんどがこの時期のもので、その規模は比較的小規模である。

前方後円墳では婆里古墳、前山古墳、稲荷入古墳、宮本古墳などが認められる。

高部地区稲荷神社境内には一〇メートル前後の円墳が三基認められるが、神社を中心とした台地の縁辺部には相当数の古墳が存在していた可能性が考えられる。

またまった古墳群としては、橋地区の台地上に大古墳群が存在していたと思える徴候が随所にみられる。

その理由としては、①この地区は弥生時代の集落址の存在は認められるが、古墳時代については多少の土器の散布がみられる程度であって、集落址の存在をうかがわせるほどの土器の散布ではなく、墓域として土地利用がされている印象が強い。

②現在、墳丘が認められる古墳は非常に少ないが、台地全面に墳丘を思わせるような微高地が点々と認められ、埴輪片や石棺に用いられたと思われる雲母片岩の破片が多数採集されている。

③台地上の畑地には直径二〇〜三〇メートル前後の規模で黒色土が環状又は方形になってみられるが、これは古墳の周溝に堆積した黒色土が耕運機などによる深耕のために地表に掘り上げられたものと考えられるし、またこの地域の耕作から畑の耕作中耕運機などの刃先にしばしば大きな石があたる、との話を聞いている。これはすでに墳丘は消滅しているものの、現在でもかなりの数の古墳が存在していることを明確に証明しているものである。

以上がその理由であるが、台地全体のうえからみれば、現在の羽計団地から橘小学校を経て東大社に至る道路の東側部分にこの傾向が強くみられる。

今回の分布調査の結果、特に注目したのは、墨書土器の分布状態である。墨書土器とは土器の底部又は側面に文字が墨書されているもので、墨書の内容は人名・地名・土器の所屬・吉祥句・絵画などがその主なものであるが、古代社会において文字を知る階級は、中央貴族か神官・僧侶または律令官人の程度に限定されるので、墨書土器の存在（発見される量にもよるが）はその遺跡が何らかの形で中央と関連を持つ役所址又は寺院址が存在する可能性を推定し得る重要な資料となるものである。

東庄町の場合は、平山地区三点（寺台二・瀧ノ入二）・八木山地区二点（八木山一・前山二）窪野谷平台地区一点・小座地区（京僧塚）一点・今郡地区（鍛冶内）一点の合計八点が発見されている。

墨書された文字の内容はいずれも破片であるために判読できないが、前山遺跡出土の墨書土器は「敷」と判読でき、今後の遺跡調査がすすめば墨書土器の量も増加し、これにより従来問題とされていた東庄町古代史解明に大きな手がかりが得られることになる。特に東庄町に位置しているはずの海上郡家所在地の解明には不可欠の資料となるであろう。

第4表 東庄町遺跡分布一覽表 (縄文・弥生時代)

遺跡番号	遺 跡 名	所 在 地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備 考	古墳時代遺跡番号
1	栗畑第1包舎地	東庄町笹川新切い—5421	後 期			61
2	栗畑第2 ”	” 笹川新切い—5469	縄文中・後期			61
3	年能古墳群 I	” 笹川い、5772	縄文晩期			
4	新田包舎地	” 笹川い—1947	縄文後期 弥生後期			
5	浅間第一包舎地	” 笹川い、	縄文後期 弥生後期			64
6	坊内第二包舎地	” ”	縄文後・晩期	加層利B・安行		65
7	坊内包舎地	” ” い—4677(ほか)	縄文後期	加層利B		65
8	鹿野戸第4包舎地	” 鹿野戸	縄文後期	加層利B		71
9	鹿野戸第6包舎地	” 笹川字鹿野戸2—1261(ほか)	縄文後・晩期			73
10	龍神山遺跡	” 羽計	縄文早期		昭和46年調査、団地造成により埋没	
11	羽計第1包舎地	” 羽計字蔵上	弥生後期			75
12	婆里古墳	” 羽計字婆里	縄文早期		昭和46年調査、団地造成により埋没	145
13	羽計第2包舎地	” 谷津字長新田	縄文晩期	散布は希薄である		76
14	羽計第3包舎地	” 羽計字清水	弥生後期			77
15	羽計第4の1包舎地	” 羽計字清水	弥生後期	散布は濃密		78

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備	考	古墳時代遺跡番号
16	羽計第4の2包含地	東庄町羽計字清水	縄文晩期				78
17	石出禾生包含地	東今泉字入組, 石出字禾生ほか	縄文中期 弥生後期	阿玉台、縄文は台地縁辺部に濃密である			87 88 89
18	東今泉台畑包含地	東今泉台畑・向台	縄文晩期 弥生後期				90
19	東今泉岩遺跡	東今泉字台畑毛	縄文中期 弥生後期	阿玉台、弥生の散布は希薄である			91
20	東今泉岩遺跡	東今泉字大堀	縄文中期 弥生後期				92 93
21	松ヶ根東ノ内包含地	宮本字時任町・別当田・松ヶ根・雲井ほか	時期不明	散布は希薄である			82
22	青馬広畑包含地	青馬字広畑	縄文前・ 晩期 弥生後期				96
23	青馬浅間包含地	青馬字浅間	縄文早・ 晩期 弥生後期	田戸下層・堀ノ内・大洞			112
24	青馬大明神包含地	青馬字大明神ほか	縄文早期				110
25	青馬鷹包含地	青馬字鷹ほか	縄文中期 弥生後期				109
26	立野包含地	窪野谷字立野ほか	縄文早・ 前・後期 弥生後期				108 109
27	高瀬稿包含地	高部字稿ほか	縄文中期 弥生後期				114

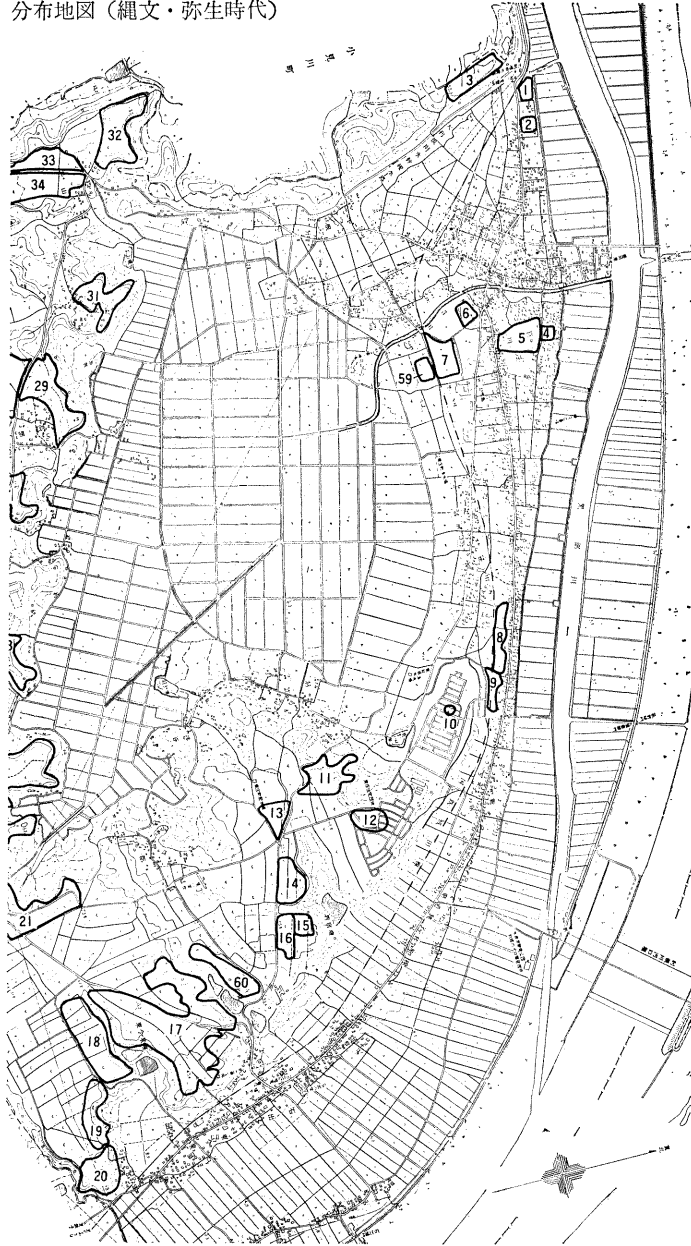
遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備	考	古墳時代遺跡番号
39	窪野谷新曲輪包含地	東庄町窪野谷字 <small>墓畑・前山・新曲輪ほか</small>	縄文中期	加層利E			129
40	小貝野宮後口包含地	〃 小貝野字 <small>今弘坊・宮後口・柳道ほか</small>	縄文中期 弥生後期				125
41	小貝野ヲラク包含地	〃 小貝野字ヲラクほか	縄文中期	阿玉台・加層利E			124
42	窪野谷大屋戸遺跡	〃 窪野谷字大屋戸ほか	縄文前期				123
43	夏方包含地	〃 舟戸, 東和田字夏方ほか	縄文前・ 中・後期				122
44	窪野谷岩ノ入包含地	〃 窪野谷字 <small>八木山・岩ノ入 (神代小学校を 含む)ほか</small>	縄文後期				131
45	愛宕神社遺跡	〃 窪野谷字愛宕(愛宕神社)	弥生後期				131
46	窪野谷藤木包含地	〃 窪野谷字藤木	縄文(時 期不明)				131
47	窪野谷前山遺跡	〃 窪野谷字前山					
47A	栗野磐包含地	〃 栗野字福内・松山ほか	縄文前・ 後期 弥生後期	前期は浮島系			106

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備考	古墳時代遺跡番号
48	栗野台〃〃〃	東庄町栗野字さく・台		縄文の散布は希薄であるの散布は濃密である		103 104
49	四塚〃〃〃	青馬字前畑・向台・野馬 弥生後期	縄文後期 弥生後期			97
50	小南北裏〃〃〃	小南字北裏・林作ほか	縄文後期			97
51	小南瀧ノ下包含地	小南字御茶園・瀧ノ下ほか	縄文中期			102
52	小南御園包含地	小南字台・御園ほか	弥生後期			103
53	沼闕坡1包含地	小南字城山(福聚寺)	弥生後期			101
54	沼闕坡2包含地	小南字城山(福聚寺)	縄文前期 弥生後期			101
55	小南十六塚〃〃〃	小南字十六塚ほか	縄文前期			99
56	小南下宿〃〃〃	小南字下宿				98
57	小座向地包含地	小座字和田ノ上ほか	弥生後期			107
58	大友城遺跡	大友	縄文後期 弥生後期			116 117

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備考	古墳時代遺跡番号
59	坊内第1包舎地	東庄町笹川い字割田ほか	縄文時代 (時期不明)			65
60	石出毛無包舎地	〃 石出字毛無ほか	弥生後期			85

注 遺跡番号は第3図に記入してある番号を示す。

分布地図（縄文・弥生時代）



第3図 東庄町埋藏文化財



第5表 東庄町遺跡分布一覽表 (古墳時代)

遺跡番号	遺 跡 名	所 在 地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備 考	縄文・弥生時代番号
61	栗畑包含地	東庄町笹川いー5421	後期・晩期	須恵器を伴う	No1, 2 と重複	1, 2
62	栗畑第3包含地	〃 笹川い、字新切ほか	後期			
63	笹川西ノ内包含地	〃 笹川い、字西ノ内	時期不明		鬼高以降	
64	笹川浅間包含地	〃 笹川い、	後期・晩期		No 5 と重複	4, 5
64-A	笹川浅間	〃 笹川いー1947ほか	前期・中期 後期・晩期	縄文後期～古墳晩期 まで継続した遺跡	No 5 と重複	4
65	坊内古墳第1	〃 笹川いー1996ほか	後期・晩期	坊内古墳(形象埴輪)	No6, 7, 59 と重複	6, 7 59
66	坊内古墳第2	〃 笹川い、	後期・晩期	散布は濃密		
67	仲内割田第2包含地	〃 笹川い、字割田	時期不明	散布は少量	鬼高期以降	
68	鹿野戸第1包含地	〃 笹川ろほか	晩期	須恵器を伴う, 土鍾・ 手捏土器		
69	鹿野戸第2	〃 笹川ろほか	後期			
70	鹿野戸第3	〃 〃	時期不明	散布は極めて少量 (土師器のみ)	鬼高期以降	
71	鹿野戸第4	〃 〃	後期・晩期	須恵器を伴う, 土鍾	No 8 と重複	
72	鹿野戸第5	〃 〃	前期			
73	鹿野戸第6	〃 笹川ろ1261ほか	晩期		No 9 と重複	9
74	羽計扶喚古墳	〃 羽計字扶喚	後期・晩期	須恵器を伴う, 鉄滓 4・雲母片, 岩5	古墳群の可能性	

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備考	縄文・弥生時代番号
75	羽計古墳群第1	東庄町・羽計字蔵上	前期・後期 晩期	須恵器を伴う		11
76	羽計古墳群第2	〃 谷津字長新田(ほか)	後期・晩期	鬼高中心、須恵器を伴う、土鐘・多孔式甕・埴輪片		13
77	羽計古墳群第3	〃 羽計字清水	後期・晩期	須恵器を伴う、雲母片若多数、埴輪片32		14
78	羽計古墳群第4	〃 羽計字清水	後期・晩期	須恵器を少量伴う、鉄滓3・雲母片若多数・埴輪片26		15 16
79	谷津高内包含地	〃 谷津字高内(ほか、今郡字切掛(ほか)、谷津字行人塚・大窪・右出通・五畝田(ほか)	後期・晩期	須恵器を伴う、鉄滓		
80	行人塚	〃 谷津字行人塚・大窪・右出通・五畝田(ほか)	後期・晩期	須恵器を伴う、銅製品・鉄滓	古墳群の可能性	
81	カチ内	〃 谷津字カチ内・仲割	後期・晩期	須恵器を伴う		
82	松ヶ根東ノ内	〃 今郡字作畑・向合・東ノ内、宮本字時庄町・別当田・松ヶ根・雲井(ほか)	後期・晩期	須恵器を多量に伴う、土鐘・石鏃・埴輪片	古墳群の可能性	21
83	今郡鍛冶内	〃 今郡字鍛冶内	後期・晩期	須恵器を伴う 墨書土器1		
84	谷津仲割	〃 谷津字仲割	晩期	須恵器を伴う	大古墳群の可能性	
85	石出毛無	〃 石出字毛無	前期・後期	雲母片若多量	古墳群の可能性	60
86	今郡東ノ台	〃 今郡字フヂキ・東ノ台	時期不明	須恵器を伴う	古墳群の可能性あり	
87	今泉禾生	〃 石出字禾生, 東今泉入組	後期		No17と重複	17
88	今泉禾生	〃 東今泉字入組 1300~1320	後期	須恵器を伴う	No17と重複	17

遺跡番号	遺跡名	所地	地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備考	縄文・弥生時代番号
89	石出禾生	東庄町石出禾生	倉泉入岨	後期		No17と重複	17
90	今泉台畑	〃	東今泉字台畑・台・稲荷前・稲荷後ほか	後期	須恵器を伴う	No18と重複	18
91	今泉砦遺跡	〃	東今泉字台畑毛	後期・晚期	手捏土器		19
92	今泉砦遺跡	〃	東今泉字大畑	後期		古墳群の可能性	20
93	今泉砦遺跡	〃	東今泉	後期	円墳 1	古墳群の可能性	20
94	宮本刑部遺跡	〃	宮本字刑部	後期・晚期	須恵器を伴う 古墳 3	古墳群の可能性	
95	青馬白旗遺跡	〃	青馬字広畑・出羽・白旗ほか	晚期	須恵器を伴う		
96	青馬広畑遺跡	〃	青馬字広畑ほか	後期・晚期	須恵器を伴う 埴輪片	古墳群の可能性 No22と重複	22
97	四塚古墳群	〃	小南字北箕・林作・原宿 青馬字前畑、栗野字後野・原、大龍ほか	後期・晚期	手捏土器、鉄滓・須恵器を多量に伴う	散布は極めて濃密	49, 50
98	小南下宿包含地	〃	小南字下宿	時期不明			56
99	小南十六塚	〃	小南字十六塚	後期・晚期	台地縁辺部に密集、遺跡中心部分にはみられず		55
100	小南三軒家	〃	小南字新田裏・三軒家 下裏・大堀切・新田、坂ノ下ほか	後期	鉄滓・須恵器少量伴う		
101	沼闕城址遺跡	〃	小南字城山(福聚寺)	後期・晚期	土玉	埴高期以降	53, 54
102	小南字御茶園、瀧ノ下包含地	〃	小南字御茶園・瀧ノ下ほか	晚期	須恵器少量伴う		51

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備	考	縄文・弥生時代番号
103	小南字台御園、瀬ノ下包含地	東庄町小南字台157～178・御園・新道・堀ノ内ほか	後期・晩期	二重の方形周溝を持つ古墳あり、須恵器露出			52
103_A	栗野台第1	栗野(星宮神社)字さく・台ほか		円墳1(星宮神社)			48
104	栗野台第2	栗野字台	前期・後期・晩期				48
105	栗野台第3	栗野字台					
106	栗野 砦	栗野字大木返田・竹山・松山・箱内ほか	後期・晩期	斜面に横穴あり			48-A
107	小座向地	小座字新田後・小割・和田ノ上・狸谷・四郎田向地ほか	前期・中期 後期・晩期	古墳時代全期に亘る遺跡、石製模造品・須恵器を伴う	古墳存在の可能性あり		
108	京僧塚遺跡	小座字小割ほか	後期・晩期	須恵器を伴う 墨書土器2			
109	青馬鷲包含地	青馬字鷲	中期・後期 晩期	須恵器を伴う			25、26
110	青馬大明神	青馬字大明神ほか	後期・晩期	須恵器は大型が推定される	古墳存在の可能性		24
111	青馬大明神	字西塚	時期不明				48-A
112	青馬浅間	青馬字新西塚	後期・晩期	須恵器を伴う	古墳存在(3)		
113	青馬鷲ノ下	青馬字鷲ノ下					
114	窪野谷高槻	青馬2070 窪野谷字高槻	前期・中期 後期・晩期	須恵器を伴う、分布は極めて濃密である			23、26 27、28
115	大友、平台	大友	後期・晩期				

遺跡番号	遺跡名	所	在	地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備	考	縄文・弥生時代番号
116	大友城遺跡	東庄町大友	大友	東和田字北垂・登城	前期・後期				58
117	大友城遺跡	大友	大友	東和田字平田・弥陀作・神田・二ヶ谷・要害・茶畑ほか	前期・後期				58
118	大久保後山包舎地	大久保字入宿	後山	東和田字北垂・登城	後期				
119	和田城址遺跡	東和田字北垂	登城	東和田字平田・弥陀作・神田・二ヶ谷・要害・茶畑ほか	後期・晚期	埴輪片・墨書土器 1	古墳存在の可能性		26
120	神田要害城遺跡	東和田字平田・弥陀作・神田・二ヶ谷・要害・茶畑ほか	後期						
121	神田梨ノ木包舎地	神田・舟戸	東和田						
122	夏方	窪野谷神代小学校内	時期不明				鬼高期以降		43
123	窪野谷大屋戸	窪野谷字大屋戸	後期・晚期						42
124	小貝野アラク	小貝野	後期・晚期						41
125	小貝野宮後口	小貝野字今弘坊・嶋田・横田・宮後口・柳道・山崎ほか	後期・晚期						40
126	窪野谷原	窪野谷字梶畑下山・茶園・牧野・大明神ほか	後期・晚期			須恵器を伴う			37
127	窪野谷原	窪野谷字関ノ台ほか	晚期						37
128	窪野谷原	平山字夏見・川之入・関ノ台・稲荷前ほか	後期・晚期			須恵器を伴う			37
129	窪野谷新曲輪	窪野谷字裏畑・前山・新曲輪	後期						39

遺跡番号	遺跡名	所	在	地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備	考	縄文・弥生時代番号
130	窪野谷前畑包含地	東庄町窪野谷字前畑			後期・晩期	須恵器を伴う			
131	窪野谷岩ノ入	〃	窪野谷字八木山・岩ノ入・眞畑・下山・前山・芝山(窪か)		前期・中期 後期・晩期	須恵器を伴う, 墨書土器 1	高槻古墳群を含む		44
131-A	愛宕神社遺跡	〃	窪野谷字愛宕		後期・晩期	多孔式			45
132	前山遺跡	〃	窪野谷字前山1710-1		前期・後期	石製模造品多く, 祭祀遺跡の可能性			
133	八木山包含地	〃	窪野谷字八木山		後期・晩期	多孔式甗	前山古墳		
134	高部宮の(前)遺跡 窪野谷吹上)	〃	高部字藤和田・原・稲荷山・吹上・戸山・坂ノ脇・宮ノ下・宮ノ前・刃当地・居下(窪か)		前期・後期 晩期	須恵器を伴う, 国分IIに散布, 遺物は雲母片岩	稲荷神社境内に古墳群の3, 可能性		29
135	平山大芝包含地	〃	平山字大芝・十念作		後期・晩期	須恵器を多量に伴う 鬼高中心			36
136	平山尾山	〃	平山字治部驛・茶園・橋向・五反・高品内・六瀬・爪畑・台(窪か)		後期・晩期	須恵器を伴う, 鬼高・国分中心, 墨書土器 1			32 33 35
136-A	平山堂内	〃	平山		後期・晩期	須恵器を多量に伴う, 墨書土器 2, 国分1 中心	極めて重要な遺跡		34
137	平山寺台遺跡第1	〃	平山字寺台288~303 (窪か)		後期	須恵器を伴う			31
138	平山寺台遺跡第2	〃	平山字寺台281~283・部田		前期・後期 晩期	五領器台方後円墳各1	昭和31年早稲田大学調査, 報文は「古代」19, 20合併号		31
139	年能古墳群 II	〃	窪川い5656		後期	雲母片岩多数			

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代(時期)	遺跡・遺物の特徴	備考	縄文・弥生時代番号
140	年能古墳群 1	東庄町笹川1-5772	後期	須恵器を伴う有孔土甕丸玉		3
141	鹿野戸第7包舎地	〃 笹川1-1046	前期・後期			
142	寺古古墳群	〃 平山字寺台282(まか)	後期			
143	羽計磐址	〃 羽計			砂採取により溜減	
144	稲荷入古墳群	〃 東和田字稲荷入	後期	舌状台地先端部に前方後円墳1・円墳2・須恵器長頸壺3		
145	羽計古墳群	〃 羽計台	後期	羽計婆里古墳(前方後円墳)扶嚙古墳(円墳)	昭和46年調査, 団地造成により溜減	12
146	今群横穴古墳群	〃 今郡	後期			
147	小南出羽古墳	〃 小南字下宿	後期	円墳		
148	小南原古墳	〃 小南字新開	後期	円墳		
149	神代古墳群	〃 東和田夏方	後期	円墳		
150	橘古墳群	谷津・今郡・宮本・羽計	後期	現在墳丘はほとんど視認できない, 微高地又は周溝の痕跡を多数認める		

注 遺跡番号は, 第4図に記入してある番号を示す。

5 大和朝廷の地方統治

大和国家は、全国統一事業の過程の中で各地の豪族（各地域国家の首長・国王）を外交交渉・征服戦争等さまざまな形で自己の支配圏に吸収し、国内統治組織を完成した。いわゆる氏姓制度と呼ばれ、これが大化前代の国内統治の根幹となっている。

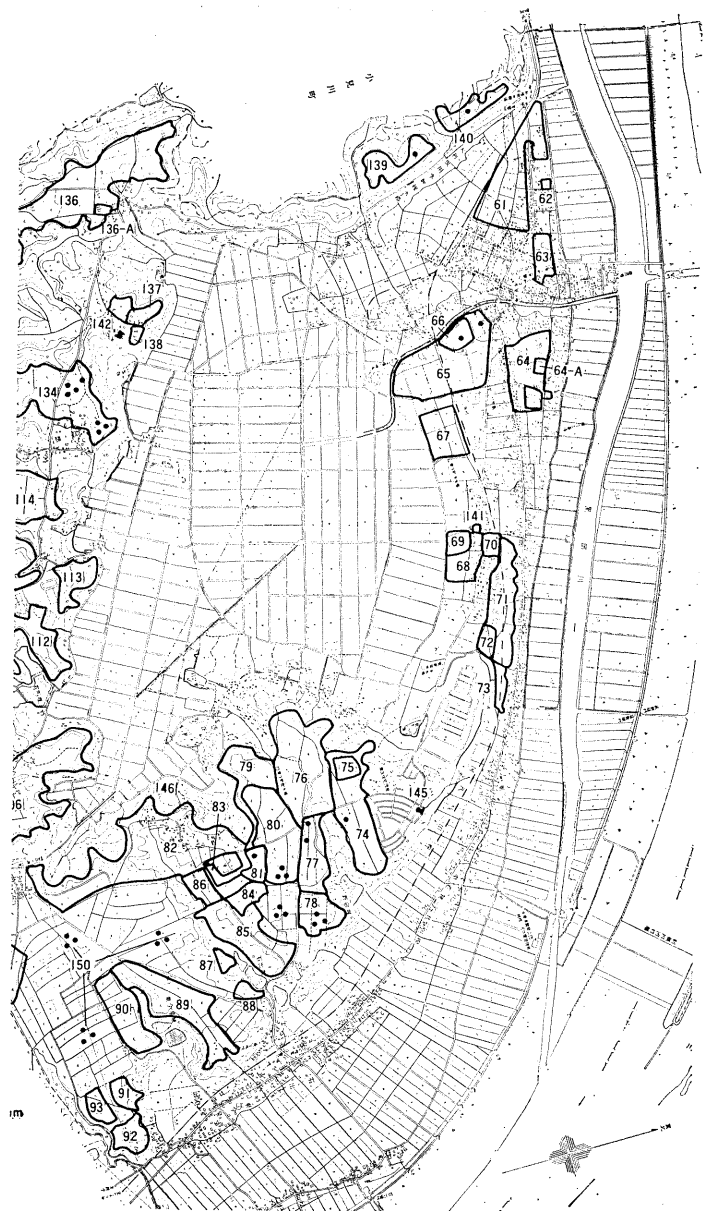
氏姓制度の中の「氏」とは、ひとつの血縁集団、もしくは血縁と信ずる人々の集団であって、集団の長である氏上と、氏の成員である氏人が朝廷において政治的な地位を占める資格をもつ同族集団に限られる。だから地方豪族などの同族集団は氏とは呼ばれていない。つまり、地方豪族はあくまでも地方豪族であって、中央政治に関与することはほとんど許されず、あくまでも大和政権の地方統治の末端に位置づけられ、それ以上を出ることはほとんど許されていない。

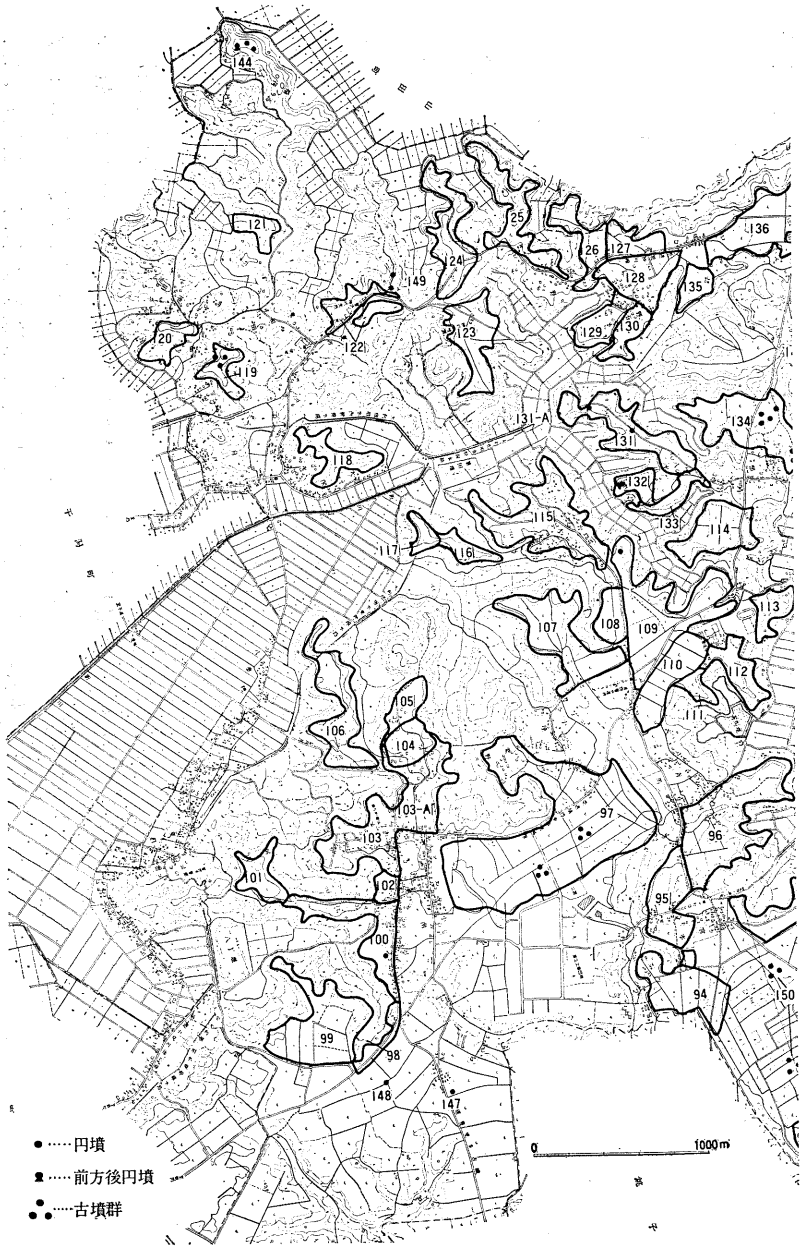
姓とは、氏に対して天皇から与えられるもので、氏姓制度が発達するにつれて次第に秩序化され、最終的には政治的・社会的尊卑の別を示す称号としてとらえられるようになる。姓には臣・連・君・直など数十種の称号があるが、臣・連姓が最高で、地方豪族層には君・直などが与えられている。

国造と総ノ国

大和朝廷の地方統治は大化前代までは国県制によって行われている。この国・県の長をそれぞれ「国造」「県主」と呼んでいるが、これらについてはまだ十分な説明がなされていない。

「日本書紀」の成務天皇四年春二月の条に「今より以後、国郡に長を立て、県邑に首を置かむ、即ち当国の幹了者を取りて其の国郡の首長に任せ、是を中区の蕃屏と為さむと。」そして同五年秋九月の条に「諸国に命じて国郡に造長を





第4図 東庄町埋藏文化財

立て、県に稱置（なづ）を置き、並楯矛を賜ひて表（しるし）と為す。即ち山河を隔（ま）ひて国県を分ち、阡（たにまののみち）・陌（よこまののみち）に随ひて邑里を定む。」とあり、地方を国・県・邑に区画し、大和政権に服属した地方豪族たちをそれぞれ「国造」「稱置」「里長」として任じたことを述べている。また、中国の史書「隋書倭国伝」にもこれがある程度うらづける記述がみられる。

ただ、この地方行政制度がどのように組織されていたか、という点については現在十分に解明はされていない。例えば国県制は、国↓県↓邑というような整然とした上下関係をもつ組織であったのか、またはそれぞれが独立した別の組織として中央に直結していたのか、また大和朝廷の当時の支配領域に比べて任命された国造の数が五〇足らずであり、これだけで地方統治が可能であったのだろうか、などである。

国造の任命については各地域それぞれの事情によって、その地域の首長がそのまま任命される場合もあれば、中央と何らかの形で関係を持っている豪族（伴造的（ともものみやつこ）性格を持つ国造―注1）が任命される場合もあったようである。

東国の場合は、どちらかといえば後者の伴造的国造が多かったようである。

「房総」とは安房国と上総国・下総国を併せた呼び名である。

この房総の地は、弥生時代以降におこった文化の東漸現象にもみられるように、大和政権の国内統一運動による東征事業以前から開拓が進められているが、それがどのような形で行われていたかはまだ十分に解明されていない。ただ土器の様式からこれを見ると、西日本から東上した弥生文化が愛知県東部付近を基点にして二手に分かれ、一方は太平洋沿岸を経て関東地方へ、もう一方は伊那谷を北上し、信州を経て北関東へ進む二つの経路が考えられている。

これをよりどころにして考えれば房総の開拓は弥生時代中期ごろ、西日本（おそらく大和地方であろう）の農耕民が太平洋沿岸を黒潮に乗って東上するか、または陸路東上するという二つのコースで房総の各地に移住し、その移住民

のもつ文化的刺激を受けた土着の住民と共に開拓がすすめられてきた、と考えることができる。

古墳時代に入ると、考古学的な資料と共に文献の面からも、ある程度これを知ることができる。

たとえば、古事記・日本書紀には日本武尊やまとたけのみことに代表される東征伝説などがみられ、東国の地が大和政権の影響下に開かれたことを示している。しかし、これらの記述は開拓というよりは武力征服事業という性格が強く、また古事記・日本書紀の成立の経緯などからもこれのみで房総の開拓を論ずることはできない。

この古事記・日本書紀以外の資料では「古語拾遺」(注2)を挙げることができる。

古語拾遺は九世紀初頭に成立したもので、記述の内容には多分に伝承としての要素も認められるが、房総の開拓史を知るうえの貴重な資料を提供している。

この「古語拾遺」と考古学上の資料を併せて考えると、房総の開拓は「太氏」たいし「忌部いんべ(齋部)氏」などに代表される大和地方の豪族層によって展開された可能性が極めて強い。

太氏は、古事記を撰上した太安麻侶に代表される大和地方の大豪族で、九州・四国・中部地方など広範な地域に勢力を扶植している。千葉県内では、上総・下総地方に勢力を張っていたらしく、「多」「大」「小付」「大寺」など太氏たいしの存在を推定し得るような墨書された土器が各地から発見されている。

忌部氏は、平安初期に「齋部」と改称しているが、天太玉命あまのよたまのみことを祖神とする神別で、朝廷では神事を以って仕えている。特に六九〇年の持統天皇即位式には中臣大鳥あまつかみが天神よごとの寿詞ことばを読み、忌部宿弥しよぶち色夫知かみのしるしが神かみ聖しのの劍・鏡を天皇に奉り、以後の天皇踐祚の定式をつくった、ということが日本書紀・養老神祇令にみられる。また、神事以外にも造船・鍛冶・番匠・農耕など広範な生産技術を持っていたことが推測され(注3)、その勢力は阿波・讃岐・紀伊の各地に及んでいる。

「古語拾遺」によれば、天富命あめのえのみこと（忌部氏の祖神天太玉命の孫）の時に、阿波忌部の一部を率いて黒潮に乗って東上し、安房に上陸してここに麻穀を播植して房総の開拓を始めた、という。そして麻のよく生育するところを「総ノ国」かじのくに（木綿ゆうづつの原料となるので、ユウノ木ともいう）の生えるところを結城むすぎといひ、阿波忌部の住んでいるところを安房郡と称し、ここに祖神の天太玉命を祀る安房神社を建てた、と述べている。

このほかにも、香取神宮の祭神経津主命（物部氏の氏神）について、日本書紀には「此の神は今東国かじのくにの楨取かじとり（香取）の地に在り」と記され、物部氏もまた海路房総の地に開拓の足をのばして来た大和豪族のひとりと考えられよう。また、「万葉集」に、

夏麻ひく 海上濁の沖つ州に 船はとどめ

むさ夜更けにけり（巻十四）

「鹿島郡刈野橋別大伴郷歌一首并短歌」（巻九）

牡牛こぶしの三宅みやけの濁かたにさし何かふ（注4）

などが載せられており、奈良時代にも陸路・海路を経て大和豪族がこの地に往来し、精力的に開拓されていたことを示している。

下海上国造の成立

われわれの郷土東庄町は、現在は香取郡と呼ばれているが、奈良時代には「海上郡」、それ以前は「下海上郡」と呼ばれ、下海上国造により統治されていた。



第5図 房総国造配置図

国造の成立の経緯についてはすでに述べてあるので、ここでは下海上国造を中心として述べることにする。

今、文献にみられる房総の国造は、下海上(下菟上)、印波・千葉・武社・伊甚(伊自牟)・菊麻・上海上(上菟上)・馬來田・須恵・長狭・阿波の一一の国造である。(第6表参照)

これらの国造が建置された時代は、長狭・千葉両国造は不明(『千葉市史』古代中世編では印波・下海上と大体同時代に建置されたもの、と述べている)であるが、阿波・武社・伊甚・須恵・馬來田・菊麻・上海上国造は、成務朝、即ち四世紀後半ごろと推定されている。

これらの国造の多くは、東京湾岸に面した地域に位置し、その建置年代は房総における古墳の初現期およびその分布状態と大筋において一致している。

それでは下海上国造についてはどうか。「国造本紀」には、

上海上国造 志賀高穴穗朝。天穗日命八世孫忍立化多比命定_コ賜国造。

下海上国造 軽島豊明朝御世。上海上国造祖孫久都伎直定_コ賜国造。

とある。文中の志賀高穴穗朝とは、成務天皇時代で、ほぼ四世紀後半〜末葉ごろに、軽島豊明朝は応神天皇時代で、ほぼ五世紀前半ごろとされている。

このことから、上海上国造は四世紀末ごろに現在の木更津市(養老川と小櫃川にはさまれた地域)あたりに建置され、その後、五世紀の前半ごろにここから分かれて下海上国造が建置された、ということになる。

また、「国造本紀」にある「久都伎直」とは、出雲国造系図に載っている天穗日命五世孫櫛月命のことで、久都伎は久志都伎の誤りである、とし、上海上国造は出雲系の国造であり、そこから分かれた下海上国造もまた出雲系の豪族である(『房総通史』・『海上郡誌』・『銚子市史』)としている。

第6表 房総の国造一覽

摘要 国	名 称	時 代	氏名また は部名	姓	出 自	系統
安 房	阿波国造 長狭国造	成務天皇朝 未 詳	大 伴 ?	直 ?	天穗日命8世孫弥都 侶岐命の孫 神八井耳命の後裔	神別 皇別
上 総	武社国造	成務天皇朝	牟 邪 春 日 部 伊 己 侶 止	臣 直	和邇臣祖彦祢都命 の孫 安房国造伊許保止 命の孫	〃 神別
	須惠国造	同	大 布 日	意弥 (臣)	茨城国造建許侶命 の兒	〃
	馬來田国造	同	深 河	意弥 (臣)	茨城国造建許侶命 の兒	〃
	菊間国造	同	大 鹿 国	直	无邪志国造祖兄多毛 比命の兒	〃
	上海上国造	同	忍立化多比 檜前舎人	直	天穗日命8世の孫建 比良鳥の命	〃
下 総	千葉国造	未 詳	大 私 部	直	彦坐命の後裔	皇別
	印波国造	応神天皇朝	伊 都 許 丈 都 伎 久 都 奉 他 田 日	直 直 直	神八井耳命8世の孫 上海上国造の祖孫	皇別 神別
	下海上国造	同				

次に、これら国造の朝廷における立場はどの程度のものであったのであろうか。

これについては、国造のもつ「姓」・「氏名または部名」などをみることにより、おおよその答が得られる(第6表参照)。

房総の一一の国造のうち、武社・須惠・馬來田の三国造は「臣」姓、その他はすべて「直」姓である(長狭国造は不明)。「臣」姓は中央豪族の中では「連」と並んで最高の荣誉ある地位とされ、歴史上著名な紀・平群・蘇我・葛城氏等がこの姓を称している。

この「臣」姓豪族は、氏の名称も出身地名をとるものがほとんどで、「大伴」・「物部」氏などのように朝廷における職掌をそのまま氏の名称としている「連」姓豪族とは異った性格を持ち、大和朝廷に対しても何らかの形で独立性をもった豪族であることが推察される。

「直」姓は、一般的には地方豪族に与えられて

いるが、特に国造のほとんどがこの姓を与えられている。この点からみれば、下海上国造はごく普通の国造のようにみえる。

それでは「部名」の方ではどうか。文献にみられる下海上国造をみると、正倉院文書の中に「下海上国造他田・日奉・部直神護」、万葉集卷二〇に「海上郡海上国造他田・日奉・直得大理」、「三代実録」光孝天皇仁和元年（八八五）三月の条に「下総国海上郡大領外正六位上海上国造他田・日奉・直春岳」などの名がみえるが、いずれも「他田・日奉」を名乗っている。

このうち、「他田」は第三十代敏達天皇（他田宮）のことであり、「日奉」は皇室の私有民即ち名代のことであるから、下海上国造は敏達天皇朝（六世紀後半）には完全に皇室に隷属した伴造的性格を持った国造になっていることがわかる。

同様の意味で、上海上国造は「檜前舍人部」すなわち宣化天皇（檜前の廬入野宮）の御名代部に編入され、伊甚国造は「春日部」即ち安閑天皇の皇后春日皇后の封民に編入されている。

これらの国造が皇室の部民に編入された事情については明確さを欠くが、日本書紀安閑天皇元年夏四月の条に「謹みて専ら皇后の為に伊甚屯倉を献りて、闌入之罪を贖はむと請す。因りて伊甚屯倉を定む。」とある。これは、伊甚国造稚子直が皇后の内寝に闖入した罪を贖うために、己の領土を皇后に献上した事情を述べたものである（注5）。

地方豪族が己の罪を贖うために自己の支配地を皇室に献上する例はほかにも多くみられる。

例えば、六世紀前半におこった筑紫国造磐井の反乱の際に、磐井の子葛子がその罪をおそれて朝廷に糟屋屯倉を献上したのは、その代表的な例である。

下海上国造の領域内にも皇室直轄領である「三屯^{みづね}」（銚子市三屯町）が設置されている。この三屯が設置された年代や設置の事情については不明であるが、さきに述べた伊甚屯倉を設置した事情と共通する可能性も考えられる。

下海上国造の領域

下海上国造の支配する領域は、大化以後に設置された下総国の東側、香取郡・匝瑳郡・海上郡と常陸国鹿島郡南部の地域を包括する範囲と考えられている。

この広大な領域のなかで、下海上国造が所在していた場所、すなわち国の中心地はどのあたりであったものであろうか、『海上郡誌』では東庄町橋地区より銚子市諸持町に至る地域を、『銚子市史』では旧古城村から飯高・中村にかけての地域を推定している。

この二つの推定地のうち、『銚子市史』の推定地は、その理由として、①特異な方墳や前方後円墳などの古墳の分布状況やその規模が他を圧している。②旧棒ノ海の北西岸にある「大寺」の遺名と、その龍尾寺境内から奈良時代の鏡瓦と布目瓦が出土している。③南玉造（旧常盤村）の地名は国造に提供する勾玉を作った玉作部の存在を思わせる。などを挙げ、下海上国造の居住地たるにふさわしい地域である、としている。

筆者もこの意見にはほぼ同意見である。ただ、今一つの候補地として、香取郡小見川町を挙げておきたい。小見川町で発掘調査された「城山1号墳」はすでに述べたように、六世紀末ごろに築造された大規模な前方後円墳で、墳丘には二五〇基以上の埴輪列がみられ、山武郡横芝町にある殿塚古墳・姫塚古墳（被葬者は武社国造ではないか、と推定されている）に匹敵する規模をもっている。また、出土したおびただしい数の遺物には中央政権との関係を推定するに十分なもの（注6）がある。小見川町にはこの古墳以外にも、多くの古墳群が存在し、特に最近、白鳳期の廃寺址（木内廃寺址）なども発見されている。近年小見川町は埋蔵文化財の発掘調査が活発に行われているが、今後の調査の累積に

よつてこの問題も解決されるものと思われる。

注(1) 伴造とは、大化前代の氏族社会において品部・子代・名代などの職能集団や、皇室または大和政権直属の人民を統率する大和朝廷に仕えた中・下級豪族で、姓は首・造・連などが多い。国造などの中には早くから朝廷に属し、伴造的な性格をもつものも少なからず存在した。

(2) 古語拾遺は、八〇七年に齋部広成が平城天皇の命を受けて撰上したもので、中臣氏が神祇祭祀の世界で齋部氏を圧倒してきたのに痛憤した広成が、齋部氏代々の功績を挙げて本来中臣氏と対等であったことを主張したもの。本書には齋部氏の伝承として記・紀にはみられない伝承、例えば「豊葦原のちいほ秋の瑞穂国は……」という天孫降臨の際の伝承もみられる。

(3) 山岡俊明は齋部氏について、安房神社に祀られている忌部五部神は、紡績・鍛冶・造船などの産業を司る神と伝えられ、安房郡丸山町にある莫越山神社の祭神(手置帆負・彦狭知―忌部五部神のひとつ)は鍛冶・番匠の神として崇敬され、徳島市の齋部神社の祭神天日鷲は「麻植神」と称されたと述べている。『黒潮に育てられた房総―安房神社の創建―千葉日報昭和55年4月7日』

(4) 牡牛の三宅の潟にさし向かふ、鹿島の崎にさ丹塗りの小舟を設け玉巻きの、小楳しじ貫き夕潮の満ちのとどみにみ舟子を、率ひ立てて呼び立てて、み舟出でなば浜も狹に後れ並み居て臥いまろび、恋ひかも居らも足ずりし、音のみや泣かむ海上のその津をさして、君が漕ぎ行かば。

(5) 夏四月癸丑朔、内膳卿膳臣大麻呂奉勅、遣使求珠伊甚。々々国造等、詣京遅晩、諭時不進。膳臣大麻呂大怒、收縛国造等、推問所由。国造稚子直等恐懼、逃匿後宮内寝。春日皇后、不知直入、驚駭而顛。慚愧無已。稚子直等、兼坐闖入罪、當科重。謹專為皇后、獻伊甚屯倉、請贖闖入之罪。因定伊甚屯倉。今分為郡、屬上總国。(『日本古典文学大系』、「日本書紀下」、岩波書店)

(6) 城山1号墳出土の副葬品は、三角縁三神五獸鏡1、耳環(銀4・金銅3)、刀子10、金銅鈴11、銀珠30、金銅透彫金具(唐草文、天冠の一部)、環頭大刀5、円頭大刀1、直刀11、桂甲、馬具、トンボ玉等であるが、その質・種類・量等から東国古代史に占める位置・意義は極めて大きい。

第三節 律令時代

(一) 律令の制定

1 律令制定の経緯

古墳時代も終末期に入った七世紀中葉、中央では大化改新（六四五）・壬申の乱（六七〇）と相次いで大変革がおこり、国内の政治は従来の各氏族による個別支配から、天皇を中心とする中央集権支配へと大きく転換した。

この変革の内容は、日本書紀の孝徳天皇大化二年春正月朔日の条に明記されている。これを要約すると次のようになる。

- 一、従来皇族や諸豪族が個別に支配していた土地・人民をすべて廃止し、これをすべて国家に帰属せしめ、新たに班田收授の法により、すべての人民に一定の土地を与える。すなわち公地公民制の採用である。
- 二、旧来の賦役を廃止し、租・庸・調その他の税制を施行する。
- 三、行政区画を畿内と国・評こほり（郡）・里制とし、国には国司、評には評造、里には里長が任命される。
- 四、交通通信機関として評ごとに駅を設置し、それぞれ規定数の馬を用意すべきこと。
- 五、戸籍・計帳を作成すること。

などがその主なものである。もちろんこれだけの内容で改新後の政治が運営されたわけではなく、この詔が出された前後にも随時に政令が發布されている。たとえば男女の法（注1）・薄葬令（注2）・冠位十三階の制・鍾匱の制などがそれである。

この大化改新にはじまった国内政治改革の規範は、改新前聖徳太子により派遣された遣隋使に随行し、大陸文化を長期にわたって学び帰国した留学生たちの知識に負うところが大きい。

彼ら留学生たちは、三〇年以上にわたる留学期間中に建国後間もない隋が滅亡し、代って唐王朝が成立し、整然とした律令による国家体制が築かれてゆく過程を身を以って体験して帰国している。特に南淵請安・僧旻は、改新政治の中心人物である中大兄皇子・中臣鎌足などに多大の影響を与え、改新後の新政府には僧旻が新政の理論的指導者（国博士）として参画していることは広く知られているところである。

2 律令制と地方制度

律令制度は、大化改新に際して唐王朝から日本に導入され、その後も頻繁に遣唐使が派遣され、先進国唐王朝の諸制度を導入して次第に整備され、大宝律令の成立（七〇二）により完成した。

この律令制の導入により、国内は従来の分権的な色彩をもった政治体制から、天皇を中心とする中央集権体制へと大きく転換した。

この中央集権体制によってもっとも大きな変化を示したのが地方制度である。その変化の状況を房総、特に下総国を中心してみると次のようになる。

下総国の成立

大化二年（六四六）に発せられた改新の詔によれば、地方行政区画は「国」・「評」・「里」制を採用する、とある。これを具体的にみると、従来の国造が支配していた「国」は「評」となり、この評がいくつか集められて新たな「国」が構成される。

たとえば、房総の地域は海上国・印波国・千葉国が統合されて「下総国」となり、武社国・伊菟国・菊間国・海上国・馬来田国・須恵国・長狭国・阿波国が統合されて「上総国」となった（その後、養老二年八七一八に上総国のうちの平群・安房・朝夷・長狭の四郡を割いて安房国が設置された）。

下総国は、旧の国が廃されると新たに葛飾・千葉・印旛・海上・香取・匝瑳・相馬・結城・猿島・豊田・植生の一評が設置され、葛飾評内（市川市国府台付近）に国衙がおかれ、ここに中央で任命された国司が天皇の「みこともち」として着任し、国政全般を総理した。

海上郡の成立

この改革により、従来の土地、人民に対する支配権を否定された国造は、新しい行政区画の決定に伴い、ほとんどが優先的に新行政区画の「評造」に任命されている（注3）。

〔評〕は七〇二年の大宝律令施行後は「郡」と称されるようになる。以下後述する部分については整理上「郡」の文字を使用することにする。

海上国の場合、匝瑳郡・海上郡・香取郡に分割され、海上国造はそのうちの海上郡の郡司に任命され、郡家（注4）を現東庄町橘地区の今郡または羽計の台地上におき（注5）、下総国司の隷下に郡政を担当した。

海上郡の行政区域は、承平年間（九三一〜九三七）に成立した和名抄によると、大倉・城上・麻績・布方（方は方の誤りであろう）・軽部・神代・編玉・小野・石田・石井・橘川・横根・三前・三宅・船木の一五郷の地名が記載されており、これを現在の行政区分でみると、佐原市大倉のあたりから東へ小見川町、東庄町、飯岡町、銚子市と、それに千潟町および山田町の一部を含めた地域が該当する。

郡の下には「里」がおかれるが、海上郡の場合は前記一五の郷がそれに当たる（靈龜元年八七一五〇式により里は郷と改められた）。

郡司の職務は、国司の監督下に郡政を掌ることになっているが、もちろんかつての国造時代ほどの権限は与えられていない。しかし「令義解」戸令定郡条には、「郡司是自勘自申之職也、国司則随申覆檢之吏也」。（覆檢とは重ねて十分にとりしらべるの意）とあり、国司に対してはある程度の自立性が認められている。また、続日本紀の和銅五年五月甲申条に、郡司の表彰基準として、

繁殖戸口、増益調庸、勸課農桑、人少匱乏、禁断逋逃、肅清盜賊、籍帳皆実、戸口無遺、割断合理、獄訟無冤、
在職匪懈、立身清慎。

といった項目が挙げられているが、これらの内容からみれば、郡司の職務は国司の持つ広大な権限のうち、司法と行政特に徴税と勸農を中心とした民政に職務の重点が置かれていたものと考えられる。

このように、かつては地域国家の首長としての地位を尊重され、絶対ともいえる権力をもって地方に君臨していた国造も、律令政治の進展と共に次第にその権力を中央に吸収され、律令官僚の末端に組み込まれてゆくようになる。

しかし、このような状況の中でも、彼ら国造系の郡司は、その家系のうえから他の郡司に対する優越性や、かつての在地首長としての権威と独立性を示すためであろうか、新制度になっても敢えて旧時代の「国造」という職名を称しており、中央律令政府もまたそれを認めていたようである（注6）。

このことは、海上郡司の身分、地位についての次の三例によっても理解できよう。

- ① 左京七条人従八位下海上国造他田日奉部直神護（「正倉院文書」、天平二十年）
- ② 詔授正六位下海上国造他田日奉直徳刀自外従五位下（「続日本紀」、延暦四年四月条）

③ 下総国海上郡大領外正六位上海上国造他田日奉直春岳、借_レ外從五位下。以_レ代_二百姓_一濟_レ調庸也（『日本三代実録』、仁
和元年三月条）

とあり、国造制の終了後も以然として「国造」を称していることがわかる。

ちなみにこれらのうち、①の「正倉院文書」のそれは、海上郡司他田部日奉直神護が、朝廷に対し、自分を下総国海上郡の大領司に補せられんことを請願した解文（注7）であつて、②の「続日本紀」の文は、他田日奉徳刀自という女性が從五位下を授けられた、という記事で、③の「日本三代実録」の文は、他田日奉直春岳が百姓に代つて調庸の税を完納した功績により從五位下を授けられた、というものである。

さて、大化改新の詔には「凡郡以_二四十里_一為_二大郡_一、三十里以下四里以上為_二中郡_一、三里為_二小郡_一。」凡五十戸為_レ里。每_レ里置_二長一人_一。掌_レ按_レ檢_レ戸_一課_二殖農桑_一、禁_レ察非違、催_レ駟賦役」と出ている。これは、すでに述べたように、郡の下に「里」をおき、その里の数によって大・中・小の郡に区分すること、里は五〇戸を以つて一里とする。ということを示したものである。もっともこの「里」は靈龜元年（七一五）から郷里制が布かれて、令制の里は「郷」と改称され、郷の下に里がおかれたが、里は天平十二年（七四〇）ごろに廃止され、郷の組織だけとなった。

郷は、五〇戸を以つて一郷を構成し、郷正一人がおかれる。ただ、この五〇戸の「戸」とは単に一家族を示すものではなく、「郷戸」と呼ばれ、古代社会の血縁を中心とした大家族制の戸主のいる家を指し、班田收授や租・庸・調などの諸税はこの戸単位に賦課される。そして郷戸の戸主はその納税責任者でもあり、戸籍・計帳の申告責任者でもある。戸の規模や構成員は、地域によりある程度の差がみられ、必ずしも一様ではなかったらしい。

下総国葛飭郡大島郷で作られた養老五年の戸籍（正倉院文書）では、家族数一六〇二〇人の戸と、三〇〇〜三六六人の戸が一番多く、最大で四一人の戸もある。

また、家族員の親等については、美濃地方では戸主の兄弟とその子供まで含まれる場合が多いが、下総地方では従姉妹（兄弟）の子供まで含まれる場合が多い。夫婦の場合も美濃地方では同居しているのが一般的であるのに、下総地方では戸主以外の家族員は夫婦別居の場合が多い。また、構成員では人数の多い戸ほど直系親以外の非血縁者、たとえば奴婢・郎党・寄人・傍系親族などが含まれている。

この郷戸のほかに、「房戸^{ぼやう}」と呼ばれる戸がある。房戸は、郷戸から分かれた家を指し、前記大島郷の戸籍では五〇戸の郷戸のほかに八〇戸の房戸が存在している。

東庄町には、これらに関する記録は全くないが、代りにこの時期の集落址と思われる大規模な遺跡がかなりの数で存在している。今後考古学的な調査がすすめば、この時期の東庄町の実態もある程度までは解明されてゆくものと思う。

土地制度と税制

大化改新以後全国の土地はすべて国家に収公され、代りに班田制によって六歳以上の者には均等に（良賤・男女の別はあるが）土地を与えることになっている。

この班田制も唐令の均田制にならったものであるが、唐令のそれをそのまま実施したものではなく、日本の国情に即して修正し実施されている。

たとえば、唐令では個人の耕作能力・税負担能力に応じて田畑を配分し、老いて課税ができなくなると収公するという、徴税を目的とした経済政策的な意図が強くみられるが、日本の場合は配分された土地は、終身用益制が採用されている。これは班田制そのものが、政府財政の確保を目的としたことにあるのはもちろんであるが、そのほかに国民の最低生活の保障・大土地所有の拡大防止、というねらいも含まれていることがうかがえる。

土地配分の方法は、条里坪付という方法で区画された土地を各戸ごとに合計して与えている。この条里制により区

第7表 農民の負担

	正丁 (21~60歳)	次丁 (61~65)	中男 (17~20)	備考	特色
租	1段につき 2束2把 (706年より 1束5把) (束の単位大きくなる)	同左	同左	国衙の財政	口分田に課税
	(収獲 高の 3%)				
庸 (歳役)	布2丈6尺 (10日)	布1丈3尺 (5日)	なし	京・畿内免除 (歳役30日で租・調免除)	良民男子への人頭税
調	○正規の調 絹・純8尺5寸, 糸8 両, 綿1斤, 布2丈6 尺等のうち1種 ○雑物 (代替品) 各地の特産物	正丁の1/2	正丁の1/4	京・畿内は正丁に 調布1丈3尺, 次 丁は1/2, 中男は1/4	
調の副物	調の付加物 38種, 染料, 麻, 油, 調味料容器など	正丁の1/2	正丁の1/4	京・畿内免除	
出挙	春稲を貸し秋利息をつけて返納 (年利息は公出挙で5割) はじめ貧民救済→のち強制貸付となる			地方財源に当てる	戸毎の雑税
義倉	凶作にそなえ, 毎年一定額の粟等の穀類を義倉に納める (9等級の戸に応じ2石~1斗)			親王の戸を除く全戸	
雑徭	年間60日以下の労役	30日以下	15日以下	国司が使役	良民男子への税
仕丁	50戸ごとに正丁2人 (3年間服務)	なし	なし	中央官庁の労役	
兵役	正丁3人に1人の割で徴兵 軍団 (服務規定不定) 衛士(1年), 防人(3年)	なし	なし	兵士は庸・雑徭免除 衛士・防人は課役免除	

註: 租以外は, 皇親八位以上, 16歳以下, 蔭子孫, 廃疾, 篤疾, 女子, 家人, 奴婢は不課

(東京法令出版資料日本史より)

画された遺構は、現在全国に残存しているが、特に奈良県磯城郡田原本坂手の地割と字名は、この種の遺構の代表例である。

もちろん海上郡もこの条里制による班田收授が実施されたはずであるが、その実態は全くわかっていない。

税制については、第7表に示したが、これらのほかに庸・調を都まで運搬する「運脚」の仕事が加わり、農民負担はかなりのものであったことがわかる。

律令に規定されている税制と、これに付随する農民負担の特色は次のように挙げられる。

- ① 課税は、所得に応じた所得税ではなく、個々に対する人頭税であること。
- ② 収納物件は、物納よりも労役を以って納める賦役の割合が高いこと。
- ③ 課税対象が、働き盛りの正丁せいていを中心にしてあること。

さて、これらの諸税のうち、租は稲で納め、庸・調は布で納めることが原則となっているが、調の場合は各地の特産物で納めてもよいことになっている。令の規定の中にはその品名と分量が明記されているが、それをみると、鉄・鍬・塩・鰓あわ・堅魚・海藻・海松み・胡麻油・茜あかね・紫など相当の種類にのぼっている（令義解卷三賦役令・国史大系所収）。
それでは、我々の郷土海上郡では特産物としてどのような産物を京に納めていたのであろうか。

まず、当時下総国の最大の生産物は「麻」であったものと思われる。すでに「総の国の成立」の項で、忌部氏により麻の栽培が盛んに行われたことは述べた。その後も麻の生産は盛んに行われていたらしく、現在に至るも房総の地には麻の生産に関する地名が多く遺されている。

たとえば、印旛国造の敷地とされている旧公津村に鎮座する延喜式内社「麻賀多神社」はその名称の示すとおり麻の生産に由来することを示し、匝瑳郡にある延喜式内社の「老尾神社」は大麻おほあ・生麻おほまから転化した、とする説もあ

る。

山田町小見は「和名抄」所載の「海上郡麻績郷」に当たり、やはり麻の生産に由来するものであろう。

また、「延喜式」にも下総国の貢物として大量の麻、織布の名が示されているのもこれをうらづけている。

現在、奈良県奈良市にある平城宮址の発掘調査がすすめられているが、その調査の際出土した大量の木簡の中に、



出土
平城宮
木簡

下総国海上郡酢水浦若海藻
御
大伍斤中

と記されたものが発見されている。右のうち、「下総国海上郡」とあるのは、大化改新以降のわれわれの郷土海上郡の地名であり、出土地が平城宮であるから、この木簡が書かれた時期は奈良時代であることは間違いない。「酢水浦」が現在の海上郡のいずこに当たるかは不明であるが、海上郡内（もちろん東庄町を含めた和名抄に記載されている海上郡の意である）でワカメが採取できる海岸は自ら限定されよう。なお「大伍斤」とは現在でいえば約九キログラム（約二貫四〇〇匁）程度である。

また、昭和四十六年に発掘調査された東庄町羽計にある「扶喰古墳」の調査では、古墳の周溝内から比較的多量の鉄滓が発見されている。

この鉄滓は扶喰古墳だけでなく、昭和五十五年に行った遺跡分布調査の際にも東庄町の台地全域から発見されている。特に橋地区の台地上にその密度が濃く、しかもこの橋地区には「鍛冶内」（今郡）「カチ内」（谷津）「金クソ」（鹿

野戸)などの字名がみられ、この地域が古代における鉄の生産にかかわる遺跡が存在している可能性を示唆している。

なお、扶喰古墳出土の鉄滓は、その後、住友金属株式会社中央研究所において化学的な分析による材質検査等の研究が行われ、その結果を長谷川熊彦氏は「千葉県東庄町羽計扶喰古墳出土還元鉄の材質研究」(『たたら研究』十七号)として発表されている。発表者の長谷川氏は、この鉄滓は極めて純良な還元鉄(注8)で、おそらく炉内温度は一〇〇〇度〜一二〇〇度に達したであろう、とその生産技術の高さを評価し、古墳時代における還元鉄の最優秀品である、と述べている。

以上、律令時代の税制と併せて、考古学的・文献的資料から東庄町の古代産業についてふれたが、このほかに、絶^{あじき}・^{からむし}芋・紅花・塩なども考えられよう。

律令と庶民

日本の律令制は前記のように中国大陸唐王朝の律令制を移入模倣したものである。

中国は、日本とは比較にならない広大な領土を持ち、そこに多数の民族が集合してひとつの国家を形成している。対外問題でも周辺諸民族との間にきびしい対立関係が常に存在している。

このような内外の問題に対応するためには、強い政治的統制力と強大な経済力や軍事力を保持する必要があった。律令制はこのような中国(唐王朝)自身が持つ問題に対応するために制定された政治体制である。しかもこの政治体制は一朝一夕に完成したのではなく、前時代からその準備がなされ、長い年月をかけてひとつひとつの積み重ねによって完成されたものである。

国際都市長安に象徴される高い文化水準は、この律令を施行するに当たっても、これに十分対応できる官吏を生み出す素地がすでに出来上っており、律令の施行は比較的容易であった。

しかし、日本の場合は、国内諸条件が大陸とは大きく異り、生産力や文化水準も著しく低い。このようなことから、日本に導入制定された律令は、かなり国情にそうように修正が加えられ、制定後も「格」(追加法)、「式」(施行細則)などにより現実的な対応策がとられてはいるものの、やはり種々の矛盾が現実政治のうえにあらわれてくる。その矛盾とはいったいどのようなものであったのであろうか。主に農民(国民の九九%を占める)の面からこれを見たい。

「続日本紀」卷六和銅六年(七二二)三月の条に、

諸国の地、江山遐かに阻って、負担の輩久しく行役に苦しむ、資糧を具え備えんとすれば納貢の恒数を闕き、重負を減損せんとすれば、路に饑うるの少からざるを恐る(後略)

とある。これは庸・調の税を都まで貢納する運脚夫が、旅程に必要な食料と貢納品の両者を同時に持ちきれないため、食料を減らして出発せざるを得ず、旅の途中で食料が絶えて餓死するものが少なからずいる、ということ述べている。「万葉集」卷三には、

柿本朝臣人麿 香具山の屍を見て、悲慟びて作れる歌一首

草枕旅の宿に誰が夫か国忘れたる家待たまくに

とあり、藤原京時代に造都のためか、あるいは庸・調の運脚のためか、地方から来た農民が天香具山の山路に死んでいるのを見て、夫の無事な帰りを待ちわびる家郷にのこされた妻の心を偲んで、柿本人麿がうたったものである。

「和名抄」によれば、下総国から京都までの行程は、上り三〇日、下り一五日、安房国からは上り三四日、下り一七日と規定しているが、これはいずれも国府所在地からの日数であるから、海上郡の場合はさらに数日が加算されよう。

前述の、海上郡酢水浦から貢納された若海藻も三〇日余りをかけて平城京にとどけられたものであるが、それを運んだ運脚夫がその後果たして無事に家郷に帰りつけたかは知るよしもない。

農民の負担のうち、兵役もまた大きな負担のひとつである。「続日本紀」養老六年（七三二）二月甲申の条に次のような文がある。

諸府の衛士、往々に偶語して逃亡禁じ難し、然る所以は、壮年にして役に赴き、白首にして郷に帰り、艱苦弥深くして遂に疎網に陥る

令の規定では各国の正丁（二十一歳〜六十歳の男子）の三分の一が徴兵され、その一部は、衛士として一年間都に上番し、一部は防人として九州太宰府に赴き、三年間の勤務に服することになっている。

しかし、その実情は前記の文にもあるように、「壮年にして役に赴き白首にして郷に帰る」という状況で、令の規定は全く無視されて駆使されていることがわかる。

防人はおもに東国の兵士から選ばれているが、その装備・往還の食料は自弁となっている。「万葉集」の巻二十のなかに、

助 丁海上郡の海上 国造他田日奉直得太理の歌

暁の かはたれ時に島陰を 漕ぎにし船の たづき知らずも

という歌があり、我々の郷土海上郡（海上郡の郡家が東庄町にあったということ）を事実とするならば、この歌の作者は東庄町から出発した人物、ということになる。からも防人として九州に赴いていることがわかる。

「万葉集」にある防人の歌の中には「今日よりは顧みなくて大君の醜の御楯と出で立つわれは」（巻二〇）というよ

第8表 義倉帳の出納状況

等級	抛 出 額	安房国 (天平2年 または天 勝宝2年)	越前国 (天平2年)
上上戸	2石	0	1
上中戸	1石6斗	0	4
上下戸	1石2斗	0	7
中上戸	1石	0	4
中中戸	8斗	2	5
中下戸	6斗	2	8
下上戸	4斗	3	11
下中戸	2斗	12	13
下下戸	1斗	69	45
等 外 戸		327	920
		415	1018

うな雄壮なものもあるが、その多くは家郷に残した家族や恋人、または防人として出征した人を案ずる農民の悲壮な歌で満たされている。

このような律令制の矛盾は、結果として年を追うごとに農村を疲弊させ、貧富差もまたはげしくなる。それを端的に示したものに越前国丹生郡と安房国（長狭郡か）の「義倉帳」がある。

義倉とは、律令政府が中国の制にならって、各国ごとに農民の資力に応じて粟・麦・豆などを抛出させる備荒貯蓄の制であるが、令の規定では各戸の財力を九等に分け、それぞれの等級に応じて抛出額を決めている。

「義倉帳」は、その義倉の出納状況を中央へ報告した報告書である。現在正倉院文書の中に前記二国の断簡が残っている。これを図表化したものが第8表である。表にみられるように、上・中位の富裕者は極端に少数で、下位者が多数を占めている。特に極貧者ともいべき等外戸が、越前国では九〇%、安房国では七九%という圧倒的多数を占め、貧富の差が極端になっていることが注目される。このような傾向は限られた地域の現象ではなく、全国的な傾向であることがほかの資料でもうかがい知ることができる。

「続日本紀」靈龜元年（七一五）五月の条に

諸国の朝集使に勅して曰く、天下の百姓多く本貫に背き、他郷に流宕して課役を規避す（後略）

また、「続日本紀」養老元年（七一七）五月の条に、

詔して曰く、率土の百姓四方に浮浪して課役を規避し、遂に王臣に仕へ、或は資人を望み、或は得度を求む、王臣本属を経ずして私に自ら驅使す（後略）

とあり、庶民が負担を逃れるために本籍地をはなれて各地に浮浪・逃亡していることを述べている。

この浮浪・逃亡の状況については、山背国出雲郡下雲里で神龜三年（七二六）に作られた計帳（課役賦課のため、毎年戸主の申告によって作成する）をみると、正丁四一人中、八人が逃亡している。実に正丁の一八％に相当していることがわかる。

おそらく課役の負担に耐えきれなくて逃亡したものであるが、逆に、律令の税制が、男子、特に正丁を中心に課税され、女子は「租」以外の税が免除されていることを逆手にとり、戸籍・計帳には男であっても女として虚偽の申告をして課役から逃れようとしている例もある。

「常陸国戸籍」（七六四年または七七〇年のもの）では戸口九〇人中、女性が七九人と記載されている。また、延喜二年（九〇二）の官符には「戸籍注する所、大略ある戸は一男一〇女、ある戸は合烟男無し」と述べられており、このような偽籍が全国的な傾向となっていたことを示している。

このように、律令制下の農村が年を追うごとに疲弊の度を増してくるのは、単に律令制の矛盾のみからおこった現象ではない。これを運用する支配層にも多くの問題があったことも事実である。

特に、平安時代中期以降の地方統治者である国司の多くが任地に赴任せず、国司としての収入のみを得る、ということが一般化してくるころになると、律令制は次第に形骸化し、律令体制は崩壊の速度を早め、地方政治は極度の混乱と疲弊に追いやられる。平安末期におこった承平・天慶の乱に代表される各地の反乱事件はこれをよく物語るものである。

そして、この混乱の中から、民衆の支持のもとに地方からおこった武士階級により、貴族階級は圧倒され、やがて支配者の座を交替することになり、律令政治は終りを告げ、歴史は新しい「中世」の社会へと大きく転換して行くことになる。

注(1) 日本書紀孝德天皇大化元年八月の条に、「又、良男、良女共に生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し良男、婢を娶きて生めらむ所の子は、其の母に配けよ。若し良女、奴に嫁きて生めらむ所の子は、其の父に配けよ。若し両つの家の奴、婢の生めらむ所の子は其の母に配けよ。(以下略)」とある。

(2) 日本書紀大化二年三月の条に、皇族以下諸臣、庶民の墓をその身分によりきびしく規制している記述がある。内容は墓の規模、副葬品の規制、墓域の設定、殉死の禁などである。

これは、一つには中国の薄葬思想にもよるが、同時に公地公民制採用の結果、豪族がその私民を自由に駆使することができなくなったので、政府規定を設け、その範囲内で公民の使役を認めたもの、ともいわれている。まもなく火葬の風が一般化すると、八世紀にはこの法令はほとんど現実的意味がなくなる。

(3) 郡司の任用については、「令義解」選叙令郡司条に「其大領、少領、才用同者、先取_三国造」とある。

(4) 郡家、郡の政庁の意。

(5) 海上郡家の所在地については、『海上郡誌』『銚子市史』等は東庄町橋地区今郡あたりをその故地と推定している。特に『海上郡誌』はその論拠として、この今郡地区について次のような理由をあげている。

1 郡家の存在をうかがわせる地名として羽計・谷津・今郡・新宿・石出の五部落が「郡郷」と称せられている。

2 古墳・古塚等の古代遺跡が非常に多い。

3 今郡という地名と共に全国的な郡家の所在地の状説と共通する。

確かにこの地域は郡家にふさわしい地名・環境で、この地域を郡家所在地とすることは多くの人の認めるところである。筆者もまたこの地域を最も有力な郡家所在地として推定しているが、なお一抹の疑念を持たざるを得ない。私見ではある

がその理由として次の諸点を挙げたい。

①橋地区は遺跡踏査の結果では台地全面が大古墳群の様相を呈し、集落址は極めて少ない。古墳の築造年代は採集された遺物や古墳の形状・規模等から七世紀後半以降頃と推定される。

②海上郡司がこの地に移った時期を大化の改新後（七世紀後半）とするならば、それと同じころこの地域はすでに墓域として土地利用がなされていた可能性も考えられ、いかに地方における君主的立場に立つ大豪族とはいえ、その地域において聖域とされている墓域を破壊してまで占地することが可能であろうか。またそれが可能であったとしても果して死者埋葬の地即ち黄泉国に郡家を設けるが如き暴挙が可能であろうか。

③現在までの考古学上の発掘調査例でも、集落址内に建物址が発見された例は多くみられるが、墓域内とみられる区域内に郡家跡を推定し得る程の建物址が発見された例はほとんどない。

④郡家即ち政庁が所在するならば「墨書土器」が発見されて然るべきと思われる（正確には発掘調査の結果によらねばならないが）が、表面的な調査では橋小学校付近から一点のみ発見されただけであるのに対して、平山地区三点・八木山地区一点・平台地区一点、小座地区二点と、むしろ他の地区に多くみられる。

⑤特に平山地区は縄文時代以来早くから居住区域であったらしく各時代にわたる集落址が多く、また極めて良好な須恵器が集中的に出土する地点が認められる。前記の墨書土器の発見地点にもかなり接近していること、さらに付近に三〇メートル前後の前方後円墳が点在していることなども併せて、有力な郡家候補地と推定できる地域である。

以上が橋地区の郡家所在地説に対する疑念であるが、これはあくまでも表面的踏査から得たもので、最終的には周到な準備のもとに行われる発掘調査の結果を待つ以外にはいうまでもない。

(6)「続日本紀」文武天皇大宝二年（七〇二）二月の条に「始頒^ツ新律^ヲ於天下^ニ」（中略）是日爲^レ班^ニ大幣^ヲ。馳^レ駆^テ追^テ諸国^ニ造^シ等^ヲ入^レ京^ニとあり、一カ月を経た翌三月十三日、大安殿で大祓の儀式が執行されたあと、天皇は新宮の正殿に御し、斎戒して幣帛を畿内および七道の諸社に頒った。さきに入京を命ぜられていた国造達は、この時に列席を許されている。

そして、さらに一か月を経た四月十三日には「詔定^レ諸国国造之氏^ハ其名具^ニ国造記^ト」とある。これは律令施行後の旧国造層の処偶について何らかの形でその地位を認め、律令施行を円滑ならしめる為の措置であったのではなからうか、いずれにしても彼らの氏を公式の記録に載せたということは、律令施行後もと国造としての地位を認めたもの、と解すべきであらう。

(7) 「謹^ク解^ス申^シ講海上郡大領司任^ニ奉^ニ事^ト。中宮舍人左京七條人、從八位下海上国造他田日奉部直神護我下総国海上郡

大領司爾仕奉止申故波、神護我祖父小乙下忍、難波朝廷少領司爾仕奉支、父追広肆宮麻呂飛鳥朝廷少領司爾仕奉支、又外正八位上給呂、藤原朝廷爾大領司爾仕奉支、兄外從六位下勲十二等国足、奈良朝廷大領司爾仕奉支、神護我仕奉状、故兵部卿從三位藤原卿位分資人、始^ニ養老^ト二年^ニ至^ニ神龜五年^ト二十一年、中宮舍人始^ニ天平元年^ト至^ニ今廿年、合世一歳、是以祖父父兄良我仕奉留次爾在故爾、海上郡大領司爾仕奉止申。」(『正倉院文書正集』第四四卷『大日本古文書』卷三所集)

(8) 鉄は人間にとって他の金属と相違して「熔けない」金属であった。しかし、熔けなくても、鉄鉱石を鉄に変えることはできた。耐火性の石などで築造したレン炉に木炭の火をおこし、その上に木炭と鉱石を層状に装入し、ふいごで風を送ると、木炭が燃えて一酸化炭素が発生し、これが鉄と結合している酸素を奪って二酸化炭素になり、鉄鉱石は金属鉄に変化する。このようにして作られた鉄を還元鉄という。その為に必要な炉内温度は四〇〇度〜八〇〇度で足りる。」(中沢護人

『鋼の時代』)

(二) 東庄町の古代宗教について

昭和四十五年八月、筆者は羽計台地上で住友金属工業株式会社の住宅団地を造成中の現場で、偶然に発見された古墳(羽計婆里古墳)の発掘調査をするために数日間諏訪神社境内にある公民館に宿泊したことがある。



東庄町公民館展示の蔵骨器

その際、公民館の一隅に土器類を陳列した棚があり、その中に火葬人骨の納められている蔵骨器が展示されているのをみた。

この蔵骨器は、素焼で土師器に近似した甕形の土器で、底部から部分的には中胴部まで残存し、中には火葬人骨・灰・土（ローム粒子混入の砂）が一杯つまっていた。

土器の形質等からおよそ十一世紀〜十二世紀ごろのものと推定された。

火葬の風習は、インドにおこり仏教と共に中国・朝鮮にわたり、主に僧侶の葬法として伝播したものらしい。

この風習が日本に伝わってきたものであるが、その時期については十分に解明されていない。

ただ、記録上で日本における最初の被火葬者は、文武天皇四年（七〇〇）に火葬された僧道昭（注1）で、天皇では、道昭火葬四年後の大宝三年（七〇三）持統太上天皇（注2）が最初とされ、以後これに続く文武・元明・元正の諸天皇もすべて火葬により葬られている。

これ以後、火葬の風習は仏教思想の滲透と共に貴族社会に流布していったらしい。奈良時代では贈太政大臣藤原不比等（七二〇）、左大臣藤原武智麻呂（七三七）、太宰大貳紀朝臣男人（七三八）など十数人が火葬されている。近年その墳墓が発見された古事記の筆録者である太安麻呂もまた火葬により葬られているが、初期のころの被火葬者は大律令制下の官人またはそれに関係する人物であったようである。

その後は薄葬を旨とする仏教思想と、天皇、上級貴族が率先垂範したこともあってか、僧侶はもちろん、貴族階級・中央官人の間に盛んに行われるようになる。

この中央での火葬の盛行が次第に地方に伝播し、地方にあって氏寺を持つような地方大豪族、または郡司階層にまで及び、さらに郷戸主階層などにまで伝わっていったと考えられる。

千葉県下においては、すでに龍角寺・龍尾寺・上総大寺など白鳳期に寺院が建立され、奈良時代には国分二寺の建立をはじめ各地に寺院の建立が行われ、この時期になると仏教がようやく浸透してきていることを示している。

東庄町周辺では、八日市場市大寺の金光寺・小見川町木内廃寺などがあるが、特に金光寺址からは表面採集により軒丸瓦（素文縁八葉素弁蓮華文・三重圈縁八葉単弁蓮華文・六弁蓮華文・素文縁十六葉蓮華文など）が出土し、奈良時代後期と平安時代中期の二期にかけてのものである、とされている（注3）。小見川町木内廃寺址については、昭和五十五年の発掘調査が実施されているので、その建立時期についての詳細は調査報告書の刊行にまちたいが、聞くところによれば白鳳期の瓦が発見されているという。

しかし、これらの寺院が建立され、仏教が導入された時期と時を同じくして、火葬の風習が東総地方にはじまったとは思えない。

中央においても、仏教が日本に伝来（五三八年）して以来約一六〇年を経た後に火葬が行われていることを考えれば、東総地方においても火葬の風習が現れるのは、この地域へ仏教が伝播してから一時期を経た後のものであったものとみるべきであろう。

それではその時期はいつごろになるのであろうか。

東総地域では、すでに銚子市佐野原の道路工事現場から土師器甕形土器に入れられた須恵器壺形の蔵骨器が発見さ

れ、その内容物は東庄町のそれとほぼ同じで、火葬人骨・灰・土などが納められていた。この土師器・須恵器は一世紀ごろのものと推定されており、東庄町出土の蔵骨器と時期的にはほぼ一致する。

東総地域での火葬人骨蔵骨器の出土例は、筆者が知る限りではこの二点のみである。この地域における仏教の伝播と火葬の風習を知るうえの貴重な資料といえよう。

東総地域における仏教伝播の時期と、それに伴う火葬の風習を知るうえに興味ある資料であるので、ここに紹介しておきたい。

注(1) 庚戌朔^十三月己未。道照和尚物化。天皇甚悼^ミ惜^テ之。遣使弔^コ「即」賻^之。(中略)弟子等奉^テ遺教。火葬於粟原。天下火葬從此而始^リ也。世傳云。火葬畢。親族与^ミ弟子^ニ相爭。欲^ク取^リ和上骨^ヲ斂^ス之。飄風忽起。吹^ク鬩灰骨^ヲ終不^レ知^ル其處。時人異^レ焉。

後遷^ニ都平城^ニ也。(「統日本紀」卷一、文武天皇四年三月の条)

(2) 癸酉。從四位上當麻真人知德率^テ諸王諸臣。奉^テ諫^ス太上天皇。諡^ム日^ヲ大倭根子天之廣野日女尊。是日。火^ヲ葬^ス於飛鳥岡^ニ。廿六。合^テ葬^ス於大内山陵^ニ。(文武)。「統日本紀」文武天皇三年十二月の条)

(3) 「妙名遺跡」北総東部用水事業埋藏文化財発掘調査団、一九七六年。「大寺遺遺」^(跡か)北総東部用水事業埋藏文化財発掘調査団、一九七八年。